

REPORT 2023



ちばSDGs
ちばSDGsパートナー 468号

東京ベイ信用金庫

TOKYO BAY SHINKIN



お問い合わせ先

東京ベイ信用金庫 総合企画部 〒272-8603 市川市新田4-9-2 Tel.047 (703) 2113
ホームページ <https://www.bayshin.co.jp>

つなぐ未来 つくる未来

CONTENTS

ごあいさつ	1
業績ハイライト	3
トピックス	5
東京ベイ信用金庫について	6
「安心」「安全」にお取引いただくために	22
資料編	32
開示項目一覧	52



ごあいさつ

平素は東京ベイ信用金庫に格別のご愛顧とご支援を賜り、心よりお礼申し上げます。

地域の皆様に経営内容や様々な経営活動を知っていただくため、ディスクロージャー誌「REPORT 2023」を作成いたしました。ご高覧のうえ、当金庫への一層のご理解をいただければと存じます。

さて、昨年度を振り返りますと、オミクロン株の感染拡大による生産活動の停滞やロシアのウクライナ侵攻も相まって、世界規模でインフレが加速しました。国内経済においては、コロナ禍からウイズコロナへと正常化への歩みを進める中、個人消費には持ち直しの動きが見られたものの、急激なインフレは日常生活にも大きな影響を及ぼしました。

こうした状況の中、当金庫は、中期経営計画「未来」の基本方針で定めた「Face to Faceへの『原点回帰』」、「内部管理態勢強化による『将来にわたる健全性』の確保」に役職員一丸となって取り組んでまいりました。

「Face to Faceへの『原点回帰』」では、対面機会の増加を通じ、事業者の現状把握と経営課題解決に努めました。また、取引先のSDGs達成に向け、SDGs私募債発行の引受を進めたほか、信金中央金庫の実施する「SCBふるさと応援団」に市川市の「子どもたちの『食の環境』を守る取り組み」を推薦し、採択されました。地元大学・企業などで構成する「大学コンソーシアム市川」では、共通講義「市川学」等を通じ、地域の歴史や魅力を発信しました。

「内部管理態勢強化による『将来にわたる健全性』の確保」では、金融市場の変動が大きくなる中、市場リスク管理を機能させた運用に努めたほか、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策への態勢整備を進めました。

第96期決算につきましては、預金残高は前期比70億円減少の5,844億円、貸出金残高は前期比16億円増加の3,615億円となりました。また、金融機関の本業の収益力を示す業務純益は14億円、経常利益は17億円、当期純利益は9億円をそれぞれ計上いたしました。

なお、自己資本比率は、前期末比0.31%上昇の9.54%となりました。国内基準である4%を引き続き大幅に上回り、高い健全性を維持しております。

令和5年度は中期経営計画「未来」の最終年度となります。重点施策の一つでもある店舗の環境整備に向け、砂町支店（東京都江東区）については、令和6年のリニューアルオープンに向け、建替え工事を進めております。また、本店（千葉県市川市）についても、令和10年の創立100周年に向けて建替え事業を本格的にスタートさせる予定です。

当金庫の基本理念である「東京ベイエリアの発展」に立ち返り、皆様の声にさらに耳を傾け、お客様本位の業務運営に徹し、地域金融機関としての使命を果たしてまいりますので、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年6月

理事長 酒井正平



令和4年度業績ハイライト

中期経営計画「未来」の第2年度である令和4年度は、2つの基本方針を掲げて活動してまいりました。

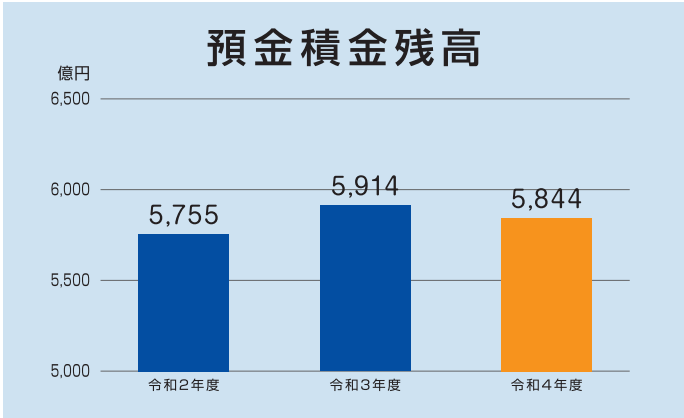
基本方針Ⅰ「Face to Faceへの『原点回帰』」では、事業者の経営課題がコロナ禍による売上減少からインフレ、円安等に伴う原材料や資材等の価格高騰へと変化する中、事業者との対面機会の増加を図り、現状把握と課題解決に努めました。

基本方針Ⅱ「内部管理態勢強化による『将来にわたる健全性』の確保」では、金融市場の変動が大きくなる中、市場リスク管理を機能させた運用に努めたほか、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策への態勢整備を進めました。

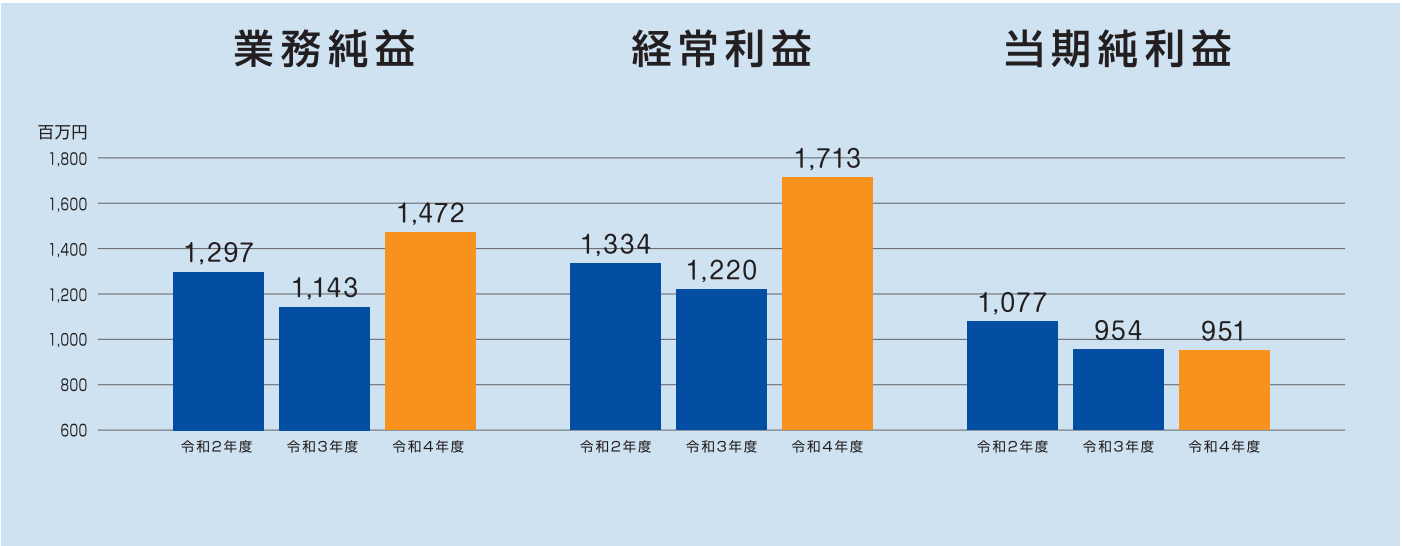
主要な経営指標3か年推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
預金積金残高	575,546	591,425	584,421
貸出金残高	361,611	359,929	361,536
有価証券残高	46,750	56,982	62,198
純資産額	25,974	26,157	26,246
総資産額（注）	646,089	675,180	665,520
経常収益	7,657	7,366	7,602
業務純益	1,297	1,143	1,472
経常利益	1,334	1,220	1,713
当期純利益	1,077	954	951
単体自己資本比率	9.00%	9.23%	9.54%

（注）残高・計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。



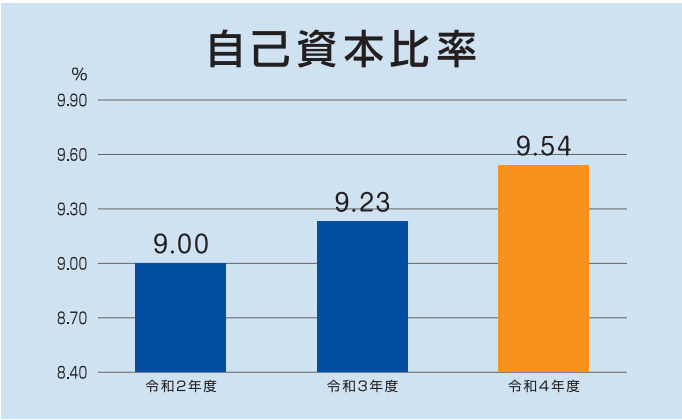
預金積金残高は、前期比70億円減少の5,844億円となりました。貸出金残高は、コロナ過やインフレ、原材料高騰に伴う資金ニーズに対応した結果、前期比16億円増加の3,615億円となりました。預金に占める貸出金の割合を示す預貸率は、61.86%となりました。



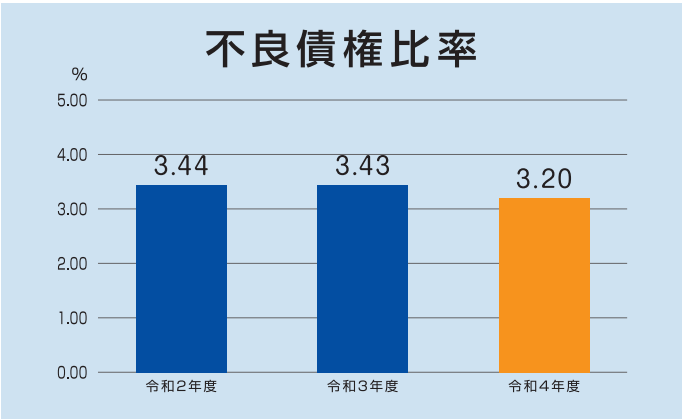
金融機関の主要な活動による利益である業務純益は、貸出金利息や有価証券利息配当金等の資金運用収益積み上げにより、前期比329百万円増加の1,472百万円となりました。

業務純益の増加等により、経常利益は、前期比493百万円増加の1,713百万円、当期純利益は、砂町支店をはじめとする店舗建替え関連費用計上により、前期比3百万円減少の951百万円となりました。

今後も預金積金・貸出金を中心とした金融サービスの提供に徹し、地域のお客様に愛される信用金庫を目指してまいります。



自己資本比率は、金融機関の健全性を示す重要な指標の一つです。令和4年度末における自己資本比率は、前期比0.31%上昇し9.54%となりました。国内基準である4%を大きく上回っており、お客様に安心してお取引いただける経営体力を保持しております。今後も自己資本の充実を進め、健全性をさらに高めてまいります。



不良債権比率は、前期比0.23%低下し3.20%となりました。外部機関と連携しながら、お客様が抱える課題の解決支援に積極的に取り組み、不良債権の発生防止と早期解消に取り組んでまいります。



令和5年度新入職員（令和5年4月8日、36名）



社会福祉法人市川市社会福祉協議会へ食品を寄付しました。
（令和4年7月5日）



市川税務署・松戸税務署・柏税務署と協働でインボイス説明会を開催しました。（令和5年1月～2月）



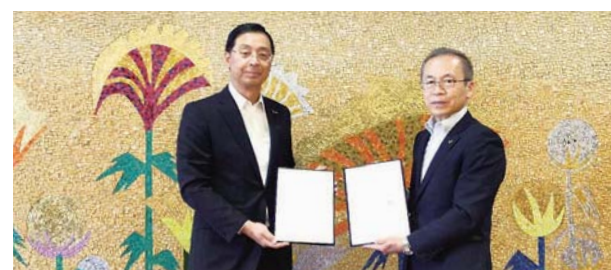
大野支店、流山支店、馬橋支店、船堀支店で防犯訓練を行いました。
（令和4年11月15日、17日、18日、21日）



東海大学付属浦安高等学校中部で「金融・防犯・防災教育講義」を実施し、学生166名が参加しました。（令和5年3月2日）



千葉商科大学で「ビジネス探究」講義を実施し、学生59名が参加しました。（令和4年11月17日）



船橋市と空家等対策推進に関する協定書を締結しました。
（令和5年5月24日）



松戸市立金ケ作中学校で職業講演会を実施し、2年生47名が参加しました。（令和4年11月22日）



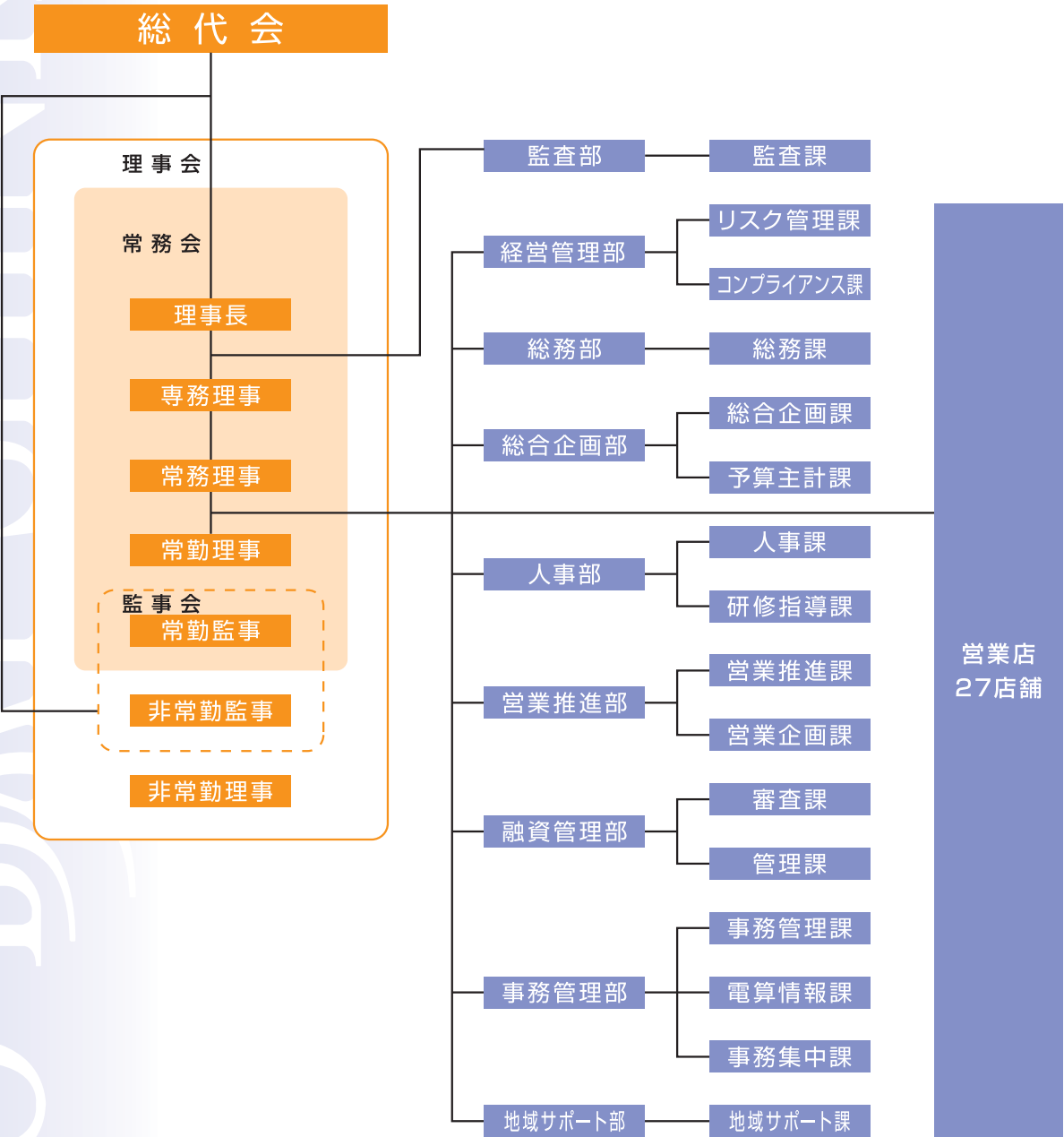
優績店舗5グループ、7店舗および成績優秀者15名が表彰されました。
令和4年度業績評価表彰式（令和5年6月15日）



東京ベイ信用金庫について

組織図	7
役員	7
東京ベイ信用金庫のあゆみ	8
店舗のご案内	9
さまざまなニーズにお応えするために	11
SDG s 宣言	15
東京ベイ信用金庫と地域社会	16
中小企業の経営の改善のための取組の状況	17
各種手数料のご案内	19

組織図 令和5年7月1日現在



役員 令和5年7月1日現在

理事長 (代表理事)	酒井正平	常勤理事	佐藤秀史	理事	村岡 実 (※1)	常勤監事	山口隆之
常務理事 (代表理事)	市原裕彦	常勤理事	白崎敏孝	理事	中野 均 (※1)	監事	長尾由彦
常務理事 (代表理事)	三井一弘	常勤理事	村越昌史			監事	霜山明夫 (※2)
		常勤理事	浅沼宏行 (※1)				

※1 常勤理事 浅沼 宏行および理事 村岡 実、中野 均は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2 監事 霜山 明夫は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

東京ベイ信用金庫のあゆみ

1928	昭和3年7月	有限責任市川信用組合として発足	2013	平成25年2月	電子記録債権サービス「でんさいネット」取扱開始
1943	昭和18年7月	市街地信用組合法施行による信用組合に改組	2013	平成25年9月	矢切支店・馬橋支店の駐車場拡張
1948	昭和23年11月	東京手形交換所へ加盟(代理交換)	2015	平成27年7月	地域サポート部の新設
1950	昭和25年4月	中小企業等協同組合法による信用組合に改組	2016	平成28年3月	女性渉外スタート
1951	昭和26年10月	信用金庫法による信用金庫に改組、名称を市川信用金庫と改める	2017	平成29年7月	日本銀行福島支店で日本銀行金融機構局金融高度化センター主催、「再チャレンジ支援・事業承継支援に関する地域ワークショップ」において当金庫の事例発表
1966	昭和41年5月	預金量100億円達成	2017	平成29年11月	関東地区信用金庫ロールプレイング大会出場(優勝)
1972	昭和47年12月	日銀当座取引開始	2018	平成30年3月	日本銀行松本支店で日本銀行金融機構局金融高度化センター主催、「再チャレンジ支援・事業承継支援に関する地域ワークショップ」において当金庫の事例発表
1973	昭和48年2月	東葛信用組合と合併、名称を市川東葛信用金庫と変更 預金量 407億円 店舗数 16店舗 役員数 439名	2018	平成30年6月	全国信用金庫大会において、第21回信用金庫社会貢献賞「Face to Face賞」の表彰
1977	昭和52年4月	両替商業取扱開始	2018	平成30年11月	日本銀行本店で日本銀行金融機構局金融高度化センター主催、埼玉県内の信用金庫を対象とした「再チャレンジ支援・事業承継支援に関する地域ワークショップ」において当金庫の事例発表
1978	昭和53年11月	創立50周年記念式典挙行	2019	平成31年2月	人事部研修指導課の新設
1979	昭和54年10月	自営オンラインシステム稼働	2020	令和2年8月	大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォームと包括協定締結
1979	昭和54年12月	預金量1,000億円達成	2020	令和2年12月	東京ベイ信用金庫「SDGs宣言」を公表
1983	昭和58年4月	国債窓販取扱開始	2021	令和3年7月	千葉商科大学「空間サービス論」講義を学生125名に対し対面実施
1990	平成2年7月	全業態ODオンライン提携開始	2021	令和3年9月	大学コンソーシアム市川参画校へ5万枚の不織布マスクを寄贈
1994	平成6年3月	東京ベイ信用金庫CI発表	2022	令和4年3月	「ちばSDGs/パートナー制度」へ登録
1994	平成6年5月	オンラインシステムを信金東京共同事務センターに変更	2022	令和4年5月	和洋女子大学国際学部と「東京ベイ信用金庫SDGs宣言」に関する意見交換を実施
		城東信用金庫と合併 名称を東京ベイ信用金庫と変更 預金量 4,675億円 店舗数 42店舗 役員数 971名	2022	令和4年6月	総務部の新設
1999	平成11年3月	郵貯ATMとの相互接続取扱開始	2022	令和4年7月	社会福祉法人市川市社会福祉協議会へ3,660食の食品を寄付
2001	平成13年3月	松戸信用金庫と合併 預金量 5,177億円 店舗数 43店舗 役員数 728名	2022	令和4年10月	千葉県立市川高等学校「金融キャリア教育」を1年生320名に対し千葉財務事務所・千葉県警察本部と協働で実施
2001	平成13年10月	ホームページ公開 http://www.bayshin.co.jp	2022	令和4年11月	関東地区信用金庫ロールプレイング大会出場(優勝)
2002	平成14年10月	「生命保険」窓口販売取扱開始	2022	令和4年12月	当金庫推薦の市川市「子どもたちの「食の環境」を守る取り組み」が信金中央金庫の創立70周年記念事業「SCBふるさと応援団」の寄附対象事業として採択 (信金中央金庫が市川市へ1,000万円を寄付)
2008	平成20年3月	M&A仲介業務取扱開始	2023	令和5年1月～2月	「インボイス説明会」を取り先155名に対し市川税務署・松戸税務署・柏税務署と協働で実施
2009	平成21年6月	千葉県立現代産業科学館にて「省エネルギーセミナー」を開催	2023	令和5年3月	江戸川区しんきん協議会と江戸川区のカーボンマイナスに関する連携協定を締結
2010	平成22年5月	浦安支店 移転新装オープン			
2011	平成23年4月	大島支店 新装オープン 船堀支店 新装オープン			

店舗のご案内

令和5年7月1日現在

東京ベイエリアに全27店舗。
心のこもった金融サービスで、
お客様の豊かな生活をサポートします。



1 本店
市川市市川1-23-28
047(326)1111



2 八幡支店
市川市八幡2-4-5
047(334)2511



3 行徳支店
市川市行徳駅前1-22-17
047(357)2111



4 浦安支店
浦安市猫実5-18-16
047(351)2151



5 宮久保支店
市川市宮久保3-2-9
047(371)3471



6 野田支店
野田市野田351
04(7125)3111



11 矢切支店
松戸市下矢切69-4
047(363)7171



12 流山支店
流山市流山1-257
04(7159)3311



13 江戸川台支店
流山市江戸川台東2-21
04(7154)3111



14 柏支店
柏市中央1-8-15
04(7164)1515



15 関宿支店
野田市東宝珠花233
04(7198)0111



16 沼南支店
柏市大島田128-1
04(7191)2161



17 松戸栄町支店
松戸市栄町4-247
047(365)4121



18 北柏支店
柏市根戸467-142
04(7132)1151



20 大野支店
市川市大野町2-1414-1
047(338)1111



19 城東営業部
江東区大島4-7-1
03(3685)2311



17 砂町支店
江東区大島4-7-1
03(3638)8030
※城東営業部内店舗



19 大島支店
江東区大島7-22-16
03(3681)6126



19 船堀支店
江戸川区船堀3-7-5
03(3680)3551



19 豊洲支店
江東区豊洲4-1-23
03(3531)9621



19 高根支店
船橋市芝山6-1-1
047(463)1441



19 西葛西支店
江戸川区西葛西6-10-11
03(3675)2211



19 松戸支店
松戸市仲井町2-139
047(368)2121



19 馬橋支店
松戸市馬橋1890
047(341)2151



19 我孫子支店
我孫子市本町3-9-10
04(7182)2151



19 六実支店
松戸市六実3-6-5
047(388)2261



19 八柱支店
松戸市常盤平陣屋前7-1
047(388)1801



19 店舗外ATM
本店南出張所
市川市新田4-9-2

※ 番号は「店舗番号」です。

さまざまなニーズにお応えするために、各種商品・サービスを取り揃えています。

預金業務

お客様の大切なお金を将来の生活設計、事業計画等に合わせ、お使いになる日まで安全・確実にお預かりします。
お財布がわりにご利用いただける普通預金、お利息の有利な定期預金、資産形成に便利な定期積金・財形預金等さまざまな預金商品を取り揃えています。

融資（ローン）業務

地域の皆様の資金ニーズに幅広くお応えできるよう数多くの商品・サービスをご用意しています。地元企業の皆様には事業の安定や発展のための運転資金・設備資金および各種制度資金、個人の皆様には住宅資金や教育資金、各種消費者ローンなどで豊かな生活の実現を応援しています。また、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の融資業務の代理を行っています。

為替業務

全国各地の金融機関への資金の送金や振込、手形・小切手の代金取立等の業務を金融機関のオンラインネットワークを通じて、迅速に対応しています。また、パソコンやスマートフォンなどを利用して振込等ができる「インターネットバンキングサービス」も取り扱っています。

保険の窓口販売業務

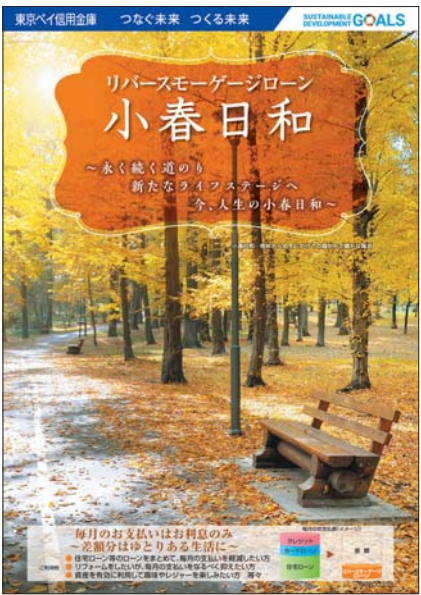
各種保険等の窓口販売により、お客様の幅広いニーズにお応えしています。損害保険代理店として、「標準傷害保険」「住宅ローンの対象となる長期火災保険」「債務返済支援保険」「業務災害補償保険」「総合賠償責任保険」「個人用火災総合保険」、生命保険代理店として、「医療保険」「がん保険」「就労所得保障保険」等を取り扱っています。

その他の業務

その他にも次のような業務を行っています。
・有価証券投資業務 ・公共債の窓口販売業務 ・債務保証業務 ・保護預かりおよび貸金庫業務
・有価証券の貸付 ・公共債の引受 ・両替 ・振替業 ・電子債権記録業に係る業務 等



夏の定期預金キャンペーンのご案内



リバースモーゲージローン「小春日和」



年金・退職金のお受け取りは「東京ベイ信金」へ

預金業務

令和5年7月1日現在

商品名	期 間	預入れ金額	内 容 ・ 特 色
総合口座 (決済用総合口座)	出し入れ自由	1円以上	貯める、ふやす、使う、借りる… 一冊の通帳に便利な普通預金、有利な定期預金または貯める定期積金、さらに自動融資をセットした預金です。

流動性

当座預金	出し入れ自由	1円以上	小切手や手形でのお支払いができる預金です。商取引にご利用ください。
普通預金 (決済用普通預金)	出し入れ自由	1円以上	いつでも出し入れが出来るサイフがわりに、給与・年金等の受取に、公共料金の自動支払いに、色々ご利用いただけます。
スーパー貯蓄預金	出し入れ自由	1円以上	お預入れ残高に応じた金利がつく預金です。自由にお預入れ、お引出しができ、キャッシュカードもご利用できます。
納税準備預金	入金随時、 引出は納税時	1円以上	納税資金にご利用いただけます。お利息は非課税です。
通知預金	7日以上	1万円以上	まとまったお金の一時的運用に適しています。

定期性

スーパー積金	1,2,3,4,5年	1,000円以上	将来に備え目標額と期間を定め、毎月の月掛で計画的に資金を蓄えるのに最適です。
利息分割受取型 定期預金	1,2,3,4,5年	100円以上	プランに合わせて、1か月・2か月・3か月・4か月・6か月のいずれかの月ごとにお利息を受け取ることができる定期預金です。
積立定期預金	1年～15年	100円以上	好きな時に、好きな金額をお積立でできます。
期日指定定期預金	1年～3年	100円以上 300万円未満	利息が利息を生む1年複利のお得な預金です。 お預けいただいてから1年以上たちましたら、満期日を指定していつでも引出せます。
スーパー定期	1か月～5年	1円以上	市場金利に応じた有利な利率で運用できます。
大口定期預金	1か月～5年	1,000万円以上	
変動金利定期預金	1年～3年	100円以上	預入日から6か月毎に、その時点での利率にもとづいてお利息が計算され有利に運用できます。

譲渡性

譲渡性預金	2週間～2年	1,000万円以上	満期前に譲渡可能な預金、大口余裕資金で短期運用にご利用ください。
-------	--------	-----------	----------------------------------

財形

財形年金預金	5年以上	100円以上	将来の年金資金を貯める預金です。	合算で元本550万円まで非課税です。
財形住宅預金	5年以上	100円以上	マイホームの資金づくりを目的とする預金です。	
一般財形預金	3年以上	100円以上	使い道の自由な預金です。課税扱いとなりますが、持家、進学融資の特典が受けられます。	

取引時確認について

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止策を適切に実施するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、窓口等において取引時確認を行っています。
何とぞご理解とご協力のほどお願い申し上げます。
取引時確認が必要なお取引、取引時確認で確認させていただく事項、窓口等でご提示いただく確認書類等につきましては、窓口にお問い合わせいただくか、当金庫ホームページ内の「重要なお知らせ」をご覧ください。



子育て応援積金

融資（ローン）業務

令和5年7月1日現在

商品名	期 間	融資金額	内 容 ・ 特 色
個人ローン	10年以内	500万円以内	あなたのライフビジョンの資金や急な出費にご預金はそのままにして、夢の実現をお手伝いします。
フリーローン	10年以内	500万円以内	
フリーローン<ジャスト1>	10年以内	500万円以内	
フリーローン<虹空>	10年以内	500万円以内	
多目的ローン<With>	10年以内	500万円以内	
カーライフプラン	10年以内	1,000万円以内	様々な目的型資金にご利用いただけます。 マイカーの購入、車検・修理費用、アクセサリから免許取得まで車に関する資金にご利用いただけます。
教育プラン	16年以内	1,000万円以内	私立小・中学校、高校から大学院まで入学費用や進学費用などにご利用いただけます。 教育関連資金の借換資金にもご利用いただけます。 教育カードローンも取扱っております。
住宅ローン(しんきん保証基金)	40年以内	1億円以内	自宅の購入、買替、増改築等住まいにかかる資金にご利用いただけます。
住宅ローン(全国保証)	35年以内	1億円以内	
無担保住宅ローン	20年以内	1,500万円以内	
空き家解体ローン	20年以内	500万円以内	
リフォームプラン	15年以内	1,000万円以内	
不動産担保ローン	25年以内 35年以内	3,000万円以内 1億円未満	資金は自由にご利用いただけます。 不動産の購入、修繕・改築、ローンの借換等にご利用いただけます。
リバースモーゲージローン(小春日和)	終身	1億円以内	資産を有効利用した豊かな生活の実現をお手伝いします。
シニアライフローン	10年以内	100万円以内	年金をお受け取りになっている方の夢の実現をお手伝いします。
福祉プラン	10年以内	500万円以内	介護を要する方の日常便宜を図る機器購入費用などにご利用いただけます。
カードローン	3年(原則として自動更新)	※300万円以内	キャッシュカードと同じ操作でATMからスピーディにご利用いただけます。
// <きゃっする500>	3年(原則として自動更新)	※500万円以内	
教育カードローン	5年以内	500万円以内	
国の教育ローン(代理貸付)	18年以内	350万円以内	高校・大学等への進学に低利な国の制度融資をご利用いただけます。

※カードローンについては、貸越極度額となります。

商品名	期 間	融資金額	内 容 ・ 特 色
割引手形 手形貸付 証書貸付 当座貸越	期間、融資金額等については窓口へご相談ください。		一般商業手形・電子記録債権の割引をいたします。 仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。 設備資金など長期の資金をご融資いたします。 約定金額まで当座決済資金をご融資いたします。
事業者 カードローン			信用保証協会の保証を受けられる法人・個人の事業を営む方がご利用いただけます。
不動産担保ローン			事業性資金にご利用いただけます。 収益不動産の購入、修繕・増改築、不動産購入資金の借換等にご利用いただけます。
千葉県・東京都 各市・区の制度融資			原則として信用保証協会の保証が受けられる中小企業者の方がご利用いただけます。
信金中央金庫 (代理貸付)	固定10年以内 変動30年以内	30億円以内	当金庫の会員で事業を営む法人・個人の方の設備、運転資金等にご利用いただけます。
その他の代理貸付	詳しくは窓口へご相談ください。		その他の代理機関としては株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人住宅金融支援機構などがご利用いただけます。

商品ご利用にあたっての留意事項

○ それぞれの商品につきましては、その内容や規定をよく確認のうえ、ご不明な点がございましたら当金庫の窓口や職員にお申し出ください。

○ ローンの種類によりましては、本人であることを証明するもの（運転免許証、個人番号カード等）、所得を証明するもの（源泉徴収票、公的収入証明等）、ご利用目的を証明するもの（見積書等）などをご提出いただくことがあります。また、審査の結果お客様のご希望に添えない場合がございます。

○ ローンのご利用にあたりましては、ご利用残高などに注意され、ご返済に無理のないよう計画的なご利用をお勧めいたします。

○ 商品ご利用にあたり、個人情報の利用目的の同意書をいただく場合がございます。



フリーローン「虹空」

サービス業務

令和5年7月1日現在

種 類	内 容 ・ 特 色
送金・振込	当金庫本支店間をはじめ全国各地の金融機関のご指定口座にお振込みができます。
手形・小切手の取立	手形・小切手などのお取立てができます。
給与振込	給料、ボーナスが自動的に指定口座に振込まれます。
自動受取	年金、配当金などがご指定の預金口座に自動的に振込まれます。
自動支払	公共料金や各種税金、保険料、クレジット料金などを預金口座から自動的にお支払いいたします。 Pay-easy（ペイジー）による口座振替受付サービス等もご利用いただけます。
為替自動振込	振込先を登録していただくことで、お客様のお手数を省略できるサービスです。
ホームバンキング	オフィスやご家庭に居ながら端末機を利用してご自身で預け替え・振込・残高照会ができるサービスです。
ATM振込	窓口での振込より振込手数料がお得となっています。 決まった振込先のある方には、次回のATM操作がさらに簡略できる「振込カード」を発行いたします。
歳入金・公金収納	各種税金や公金の収納をご利用いただけます。
診療報酬	医療機関の社会保険・国民健康保険診療報酬を、ご指定の口座にお振込みいたします。
アンサーサービス	預金口座への振込や残高等のお取引内容を電話やファクシミリにより自動的にご通知したり、高照会にお答えします。
しんきん自動集金サービス	地元や全国各地にあるお客様のお取引先からの集金（代金回収等）を自動的にに行い、お客様の口座に一括してご入金いたします。
一括支払いシステム	売掛金の自動入金や、割引手形にかわる当座貸越資金をご利用いただけます。
株式払込	会社設立や増資の株式払込金の受入をいたします。
公共債窓口販売	長期利付国債、中期利付国債等の窓口販売をいたします。
キャッシュカード	キャッシュカード1枚で全国の信用金庫および銀行等でご預金のお引出し等ができます。 また、キャッシュカードで日曜日・祝日にもCD、ATMでお引出しおよび残高照会等がご利用いただけます。
貸金庫	預金証書、有価証券、貴金属、権利証などの貴重な財産を安全にお預かりいたします。
夜間金庫	営業時間終了後の売上金などをお預かりし、翌営業日にご指定口座に入金いたします。
しんきん経営者年金	東京ベイ経営者協議会の企業会員の役員および個人事業主を対象とした年金制度です。
テレホンバンキング	キャッシュカードの暗証番号と10桁の会員番号登録で、振込・振替の他残高照会等のサービスがご利用いただけます。
インターネットバンキング	パソコンやスマートフォン等を使用して振込・振替の他残高照会・取引履歴照会・税金・各種料金の払込サービス等がご利用いただけます。
でんさいネット	手形・振込に代わる新たな決済手段で、電子記録債権をインターネットを通じて電子的に記録することで利用できるサービスです。
デビットカード	キャッシュカードで全国のデビットカード加盟店でそのままお買物ができます。（一部の加盟店でご利用できない場合があります。）
保険販売	生命保険 医療保険、がん保険、就労所得保障保険等の販売を行っております。 損害保険 標準傷害保険、住宅ローンの対象となる長期火災保険・債務返済支援保険、業務災害補償保険、総合賠償責任保険、個人用火災総合保険等の販売を行っております。
即時口座振替サービス	電子マネーのチャージ（入金）やオンライン決済サービスの支払がご利用いただけます。 現在ご利用いただける提携先 メルペイ
しんきん通帳アプリサービス	スマートフォン内で通帳履歴を閲覧いただけます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。

3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

東京ベイ信用金庫「SDGs宣言」

当金庫は、令和2年12月、東京ベイ信用金庫「SDGs宣言」を公表いたしました。
相互扶助の理念に則り、「人」・「地域」・「環境」の3つを重要なテーマとして、持続可能な社会の実現に向け、「一緒に考えて行動」してまいります。

ちばSDGsパートナーへの登録

「ちばSDGsパートナー登録制度」は、県内企業等におけるSDGs推進の機運を醸成するとともに、具体的な取組を後押しするために千葉県が創設した制度です。
令和4年3月23日、当金庫は登録番号468として、ちばSDGsパートナーの登録を受けました。



1. 人のことを一緒に考えて行動する



- 主な取組内容**
- 金融キャリア教育の実施
 - インターンシップの実施
 - 職場体験の実施
 - 女性の活躍推進
 - ワークライフバランスの充実
 - AEDの全店設置
 - 特殊詐欺の撲滅に向けた取組



地元の小中学校を対象に職場体験を実施しています。

2. 地域のことを一緒に考えて行動する



- 主な取組内容**
- 大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォーム
 - ビジネスマッチング／商談会
 - 事業承継・M&A支援



当金庫推薦の市川市の「子どもたちの「食の環境」を守る取り組み」が寄附対象事業として採択されました。

3. 環境のことを一緒に考えて行動する



- 主な取組内容**
- 再生可能エネルギー利用計画への資金融資
 - クールビズ・ウォームビズの実施
 - ESG債への投資
 - SDGs私募債の取扱
 - 環境に配慮した預金商品・融資商品の企画
 - カーボンマイナスに関する連携協定締結



江戸川区しんきん協議会と江戸川区のカーボンマイナスに関する連携協定を締結しました。

東京ベイ信用金庫と地域社会

～地域とともに、これからも、そしていつまでも～

地域経済活性化への取組

当金庫は、東京ベイエリアを事業区域として、地元中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強いネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に寄与しています。
令和4年度は、依然コロナ禍ではありましたが、オンラインを活用した相談会やセミナーなど、感染防止策を徹底し、地域経済の活性化支援に取り組んでまいりました。
今後も継続的に地域経済の課題解決と持続的発展に資する活動へ注力してまいります。

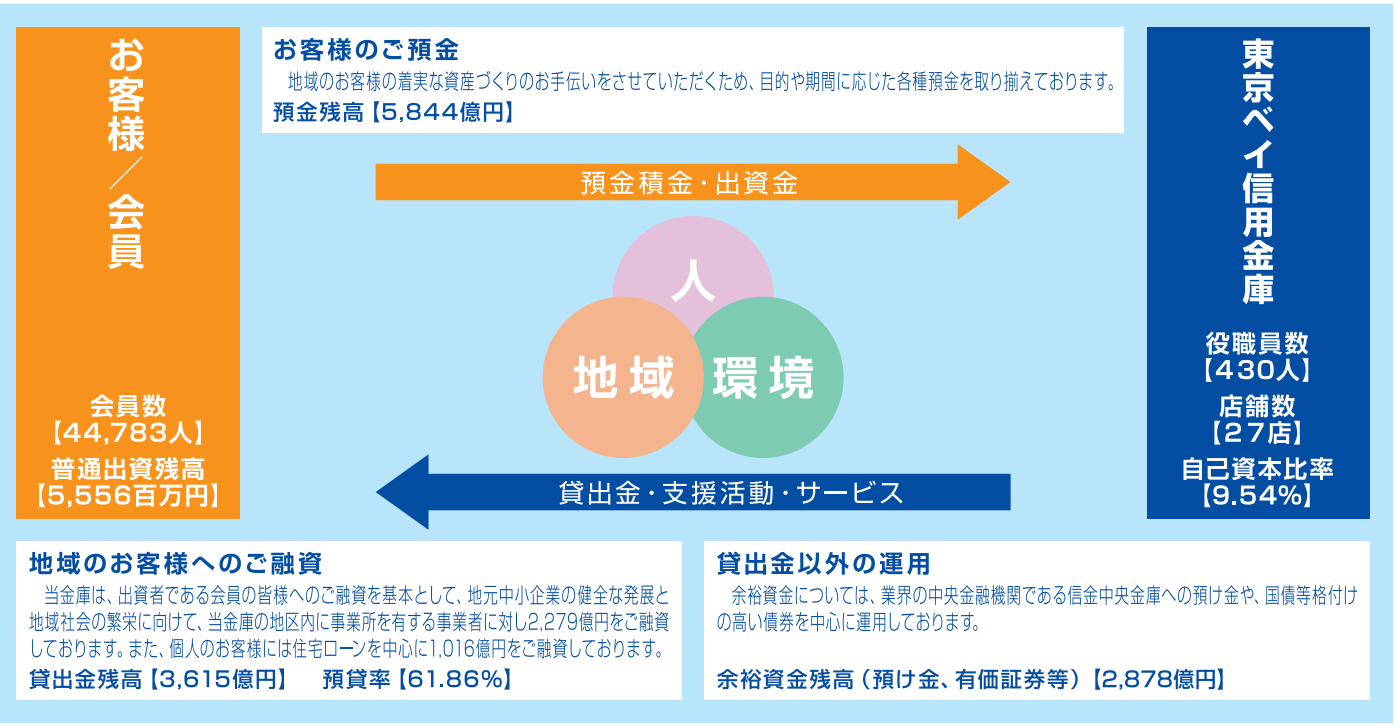


地域の活性化や金融教育、文化的・社会的貢献に関する取組

当金庫は、地域貢献活動の一環として「金融キャリア教育」を小中学校、高校、大学、社会人に関係機関等と協働で継続的に実施しています。
また、地域経済活性化策としてビジネスマッチング等にも積極的に取り組んでいます。

- 地域との協働による金融キャリア教育の実施**
- 大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォーム共通科目「市川学」実施
 - 千葉商科大学「サービス企業セミナー」「企業実践知応用」「ビジネス探求」実施
 - 千葉県立市川高等学校「金融キャリア教育」（関東財務局千葉財務事務所・千葉県警察生活安全部との協働実施）
 - 東海大学付属浦安高等学校中等部「金融・防犯・防災教育講義」（関東財務局千葉財務事務所・千葉県警察生活安全部・浦安市等との協働実施）
 - 公立小・中学校・私立中学校における職業体験学習実施
- ビジネスマッチング**
- 県内5信用金庫合同共催「2022食のカタログ商談 in CHIBA」開催
 - 「千葉県よろず支援拠点」動画セミナー共催
 - 市川商工会議所連携「おもてなしギフトショップ」開店支援
 - 信金中央金庫運営ビジネスマッチング・サイト「しんきんコネクト」商談支援
- 地方公共団体・商工会議所・外部機関等との連携**
- 市川市内5大学から成る「大学コンソーシアム市川」と市川市、市川商工会議所が連携包括協定を締結する「大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォーム」と包括協定締結
 - ちばソーシャルビジネス支援ネットワーク「ソーシャルビジネス相談会」実施
 - 東京都政策企画局「こどもスマイルムーブメント」参画
 - 千葉県「ちばSDGsパートナー制度」登録
 - 江戸川区しんきん協議会と江戸川区のカーボンマイナス推進に関する連携協定締結

- 募金・献血活動**
- 「信用金庫の日」キャンペーンを通じた募金・献血活動



中小企業の経営の改善のための取組の状況

経営支援に関する取組方針

当金庫は、平成15年度からお取引先企業に対する経営相談・経営支援機能の強化に取り組んでまいりました。平成26年11月「まち・ひと・しごと創生法」の成立に伴い、地域経済・産業活動を支えていくため営業店と連携し「事業性評価」を活かした地方創生の推進に積極的に対応しております。

お取引先企業が主体的に経営改善に取り組めるような様々なお手伝いをしております。今後も地域の活性化に向け、お取引先企業の経営課題の解決に向け態勢整備を進めてまいります。

お取引先企業の経営課題の解決に向けた当金庫の取組

事業承継塾

令和4年度からお取引先企業に対し、全5回コースで事業承継について学び、事業承継計画を策定いただく「事業承継塾」を開催しています。

事業承継にあたって必要となる経営承継の基本知識、資産承継、後継者選定についてなどの講義に加え、専門家とマンツーマンでの承継課題の把握、事業承継計画の策定が行われました。

令和4年度は10先に参加いただきました。



事業承継相談会、千葉県産業振興センターとの同行訪問

平成29年度から千葉県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、経営者が円滑に事業を引き継いでいただくための「事業承継相談会」を開催しています。お取引先ごとの個別相談を実施し、令和4年度は20先に事業承継の課題解決策を提案しました。

また、千葉県産業振興センターのアドバイザーとの同行訪問により、令和4年度は43先の事業承継の取組状況を確認し、課題解決に向け対応しました。

経営支援会議

平成15年から実施している経営支援会議は、当金庫と顧問契約を結ぶ外部専門家（弁護士、公認会計士、中小企業診断士、司法書士、不動産鑑定士）が、お取引先企業の課題解決のため、議論を交わしています。令和4年度は6回実施し18先の経営課題解決に取り組み、専門家による的確なアドバイスに、お客様より感謝の声をいただいています。

事業継続および事業再構築等に向けた支援

コロナ禍が長期化する中で政府の事業者への支援として「事業復活支援金」が給付されました。当金庫も申請に係る登録確認機関として事前確認を実施し、令和4年度は160先以上のお取引先企業に対応しました。

当金庫は「経営革新等支援機関」に認定されており、認定支援機関(または認定支援機関と連携する金融機関)として補助金申請に取り組んでいます。「事業再構築補助金」等の申請に向けた計画案を助言・提案し、令和4年度は4先の申請を支援しました。

また、経営改善に取り組むお取引先企業14先の経営計画策定に関わりました。経営計画策定後も当金庫職員による定期的な面談を実施しています。

経営支援に対するニーズの専門化・多様化に対応するため、中小企業診断士やFPの資格取得に取り組んでいます。審査や支援策等について随時研修を行い、次世代の職員を養成しています。

よろず支援拠点サテライト相談所の継続実施

平成27年から千葉県よろず支援拠点および東京都よろず支援拠点と連携してサテライト相談所を開設し、お取引先の様々な経営課題へのアドバイスや解決に努めています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン方式で実施し、83先のお客様にご利用いただきました。

経営者保証に関する取組方針

- 当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。
1. お客様が融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客様のガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客様の意向を踏まえたくうえで検討いたします。
 2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
 3. 経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産および収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
 4. お客様から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
 5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
 6. お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和4年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は486件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は11.21%、保証契約を解除した件数は116件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）は0件です。

金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

1. 取組方針
地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。
当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。
2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備
当金庫は、上記の取組方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。
(1) 金融円滑化管理方針などの策定
(2) 金融円滑化管理責任者の選任
(3) 営業店における金融円滑化管理担当者の配置
(4) お客様のサポート体制の構築
3. 他の金融機関等との緊密な連携
当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

手数料のご案内

令和5年7月1日現在

ATM入出金手数料【1回につき（消費税込み）】

曜日別 手数料	ご利用時間	当庫オンライン		信金オンライン		ゆうちょオンライン		MICSオンライン		CAFISオンライン (提携クレジット)	
		出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金
平 日	8:00～ 8:45	無 料	無 料	110円	110円	220円	220円	220円	220円	無 料	無 料
	8:45～18:00			無 料	無 料	110円	110円	110円	110円		
	18:00～19:00			110円	110円	220円	220円	220円	220円		
	19:00～21:00										
土曜日	8:45～ 9:00	無 料	無 料	110円	—	220円	—	220円	—	—	—
	9:00～14:00			無 料		110円		110円		無 料	無 料
	14:00～17:00			110円		220円		220円		110円	無 料
日曜・祝日	8:45～ 9:00	110円	無 料	110円	—	220円	—	220円	—	—	—
	9:00～17:00									110円	無 料

※ 「—」の部分はご利用できない時間帯です。
※ ご入金できない提携金融機関もあります。詳しくはカードを発行された提携金融機関にお問い合わせください。
※ 当金庫キャッシュカード・ローンカードは1口座あたり1日のご利用限度額は50万円までとなります。（ただし、ご利用限度額をお届けいただいている場合は、その限度までとなります。）
※ お取扱時間は、お取扱場所によって異なることがあります。詳しくは店頭窓口までお問い合わせください。

為替・振込手数料（1件につき）

区 分	種 類	金額の区分	手数料(消費税込み)	その他参考となる事項(消費税込み)
窓口振込手数料	当金庫同一支店宛	5万円未満	330円	会 員 220円(注1)
		5万円以上	550円	会 員 330円(注1)
	当金庫本支店宛	5万円未満	330円	会 員 220円(注1)
		5万円以上	550円	会 員 330円(注1)
	他行宛	文書扱	5万円未満	660円
			5万円以上	880円
		電信扱	5万円未満	660円
			5万円以上	880円
自動機（ATM） 振込手数料	当金庫同一支店宛	5万円未満	110円	会 員 無 料(注2)
		5万円以上	330円	会 員 無 料(注2)
	当金庫本支店宛	5万円未満	110円	会 員 無 料(注2)
		5万円以上	330円	会 員 110円(注2)
	他行宛(電信扱)	5万円未満	440円	会 員 440円(注2)
		5万円以上	660円	会 員 440円(注2)
テレホンバンキング 振込手数料	当金庫同一支店宛	5万円未満	無 料	会 員 無 料
		5万円以上	無 料	会 員 無 料
	当金庫本支店宛	5万円未満	220円	会 員 無 料
		5万円以上	440円	会 員 220円
	他行宛(電信扱)	5万円未満	550円	会 員 550円
		5万円以上	770円	会 員 550円
送金手数料	当金庫本支店宛		550円	
	他行宛(普通扱)		880円	
HB (ホームバンキング) 振込手数料	当金庫同一支店宛		無 料	
	当金庫本支店宛		無 料	
IB (インターネットバンキング) 振込手数料	当金庫同一支店宛	5万円未満	無 料	会 員 無 料
		5万円以上	無 料	会 員 無 料
	当金庫本支店宛	5万円未満	110円	会 員 無 料
		5万円以上	330円	会 員 110円
	他行宛(電信扱)	5万円未満	275円	会 員 165円
		5万円以上	440円	会 員 330円
為替自動振込手数料	振込開始月が令和5年3月以前のご契約のお客様	口座振替料(年額)	660円	
	振込開始月が令和5年4月以降のご契約のお客様	基本手数料(1回につき)	55円	
	振込手数料 1回につき			窓口振込手数料と同じ
給与振込	窓口扱いの給与(賞与)振込	当金庫宛	無 料	※資金受入期限(指定日の2営業日前まで)を過ぎて
		他行宛	110円	受付をした場合は、通常の振込手数料となります。
	法人・個人事業主向けインターネットバンキングの給与(賞与)振込		無 料	
代金取立手数料	電子交換		880円	※即日入金処理する手形・小切手等は、無料となります。
	個別取立		1,100円	※電子文書所に参画しない金融機関の手形・小切手など郵送対応等が必要となるもの

(注1) 視覚障がい者の方が窓口でお振込の場合(障害者手帳により確認)は、自動機(ATM)によるお振込と同様の手数料とさせていただきます。
(注2) 当金庫会員の方が会員登録店舗のキャッシュカード・ローンカードを利用してお振込した場合の手数料です。



融資関連事務手数料

区 分	種 類	手数料(消費税込み)	その他参考となる事項
【住宅ローン】の繰上返済および条件変更等	無担保住宅ローン事務取扱手数料	11,000円	新規実行時
	一部繰上返済	5,500円	変動金利または新型変動金利期間中
		22,000円	固定金利選択中
	全部繰上返済	5,500円	変動金利または新型変動金利期間中
		33,000円	固定金利選択中
	条件変更(金利以外)	5,500円	担保および保証人の変更、返済方法の変更、期限延長など
	金利引下	5,500円	
	固定金利への変更	5,500円	(固定金利選択)
	変動金利への変更	5,500円	(通期固定金利からの変更)
【アパート・マンション資金】の繰上返済および条件変更等	事務取扱手数料	55,000円	新規実行時
	期限前返済(一部全部)	右計算式で算出した額	繰上返済額×1.0%(不課税扱い)
	条件変更(金利以外)	5,500円	
	金利引下	5,500円	
	固定金利への変更	5,500円	(固定金利選択)
	変動金利への変更	5,500円	(通期固定金利からの変更)
【一般事業資金】(アパート・マンション資金以外)の条件変更等	条件変更(金利以外)	5,500円	担保および保証人の変更、返済方法の変更、期限延長など
	金利引下	5,500円	
	固定金利への変更	5,500円	(固定金利選択)
	変動金利への変更	5,500円	(通期固定金利からの変更)
融資実行手数料	融資実行手数料	1,100円	新規実行時(プロパー保証協会扱いの事業資金)
不動産担保調査手数料	新規設定	55,000円	
	極度変更	22,000円	(増額・減額)
	追加設定	33,000円	
	増額・追担保	55,000円	
	遠隔地物件	11,000円	物件が取扱店の管轄および隣接する登記所以外のもの
	営業地区外物件	33,000円	金庫営業地区外物件
	順位変更	33,000円	
	譲渡・譲受	55,000円	
	登記立会い	5,500円	(金庫外立会い)
不動産担保抹消等手数料(注)	一般のお客様	11,000円	
	不動産業を営まれているお客様の商品	16,500円	1区画
	不動産等の抹消	33,000円	2区画～5区画
		44,000円	6区画～9区画
			10区画以上
	資格証明書	1,100円	当金庫分が必要となる場合
	印鑑証明書	550円	当金庫分が必要となる場合
	登記立会い	5,500円	(金庫外立会い)
その他手数料	融資証明書	11,000円	
	保証書	1,100円	(変更保証書を含みます)
	金融機関借入用約束手形	550円	
	主債務の履行状況に関する情報提供書	1,100円	

(注) 原則として平成16年9月30日以前のご融資分に関する抹消手数料は対象外です。



手数料のご案内

令和5年7月1日現在

でんさい関連手数料・ご利用料

取 引 種 類		手数料(消費税込み)	
		当金庫宛	他行宛
基本手数料(法人インターネットバンキング[WEB-FB]契約者は無料)		年13,200円	
発生記録(債務者請求方式)		330円	660円
発生記録(債権者請求方式)		330円	660円
譲渡記録		165円	330円
分割譲渡記録		330円	660円
開示	通常開示(web)	無料	
	通常開示(書面)	330円	
	特例開示(書面)	3,300円	
単独保証記録		330円	
変更記録(債権内容に係る場合)	債権内容変更(web)	330円	
	債権内容変更(書面)	1,980円	
	属性変更	無料	
支払変更記録		330円	
割引利用手数料	全部譲渡	33円	
	一部譲渡	99円	
	(web)	330円	
訂正・回復	(書面)	1,980円	
	(都度請求)	実費	
	(web)	無料	
支払不能通知の訂正		1,980円	
支払不能通知の取消		1,980円	
強制執行等の記録		無料	
残高証明書発行手数料		定例発行方式(1通あたり)	2,200円
		都度発行方式(1通あたり)	4,400円
貸倒引当金繰入事由証明書発行手数料		1,650円	
入金手数料		220円	
窓口事務代行手数料※		1,100円	

※お客様からのご依頼に基づき、当金庫が代行して行う取引で、所定の記録請求等にかかる手数料のほかに、1取引につき別途にかかる手数料です。
インターネット利用による手数料は毎月末日締め、翌月25日支払(自動引落)となります。窓口利用による手数料についてはご利用の都度お支払いいただきます。

諸手数料・ご利用料

区 分	種 類	手数料(消費税込み)	その他参考となる事項(消費税込み)
諸手数料	振込・振替・送金・取立手形・小切手の組戻料(1件)	1,100円	
	取立手形店頭呈示料、不渡手形・小切手返却料(1件)	1,100円	
	異議申立手数料	実費	
	ビール券等取立手数料(1枚)	無料	酒販組合の券のみ取扱可
小切手・手形用紙代	小切手帳(1冊50枚)	880円	
	約束手形(1冊50枚)	1,100円	
	為替手形(1冊25枚)	550円	
	約束・為替手形用紙(1枚)	22円	
	マル専手形用紙(1枚)	550円	口座開設手数料3,300円
	署名判登録手数料(1登録)	5,500円	
	1枚	550円	
自己宛小切手発行料	1枚	550円	
円貨両替・硬貨入金手数料		両替・入金枚数等に応じた当金庫所定の手数料	
再発行手数料	通帳・証書・キャッシュカード・ローンカード貸金庫カード(1件)	1,320円	磁気不良は無料
各種証明書発行手数料	残高証明書	継続発行	会員220円
		都度発行(金庫書式)	会員330円
		都度発行(金庫書式以外)	住宅取得控除用は無料
		相続用	
		監査法人	
	相続預金の払戻し(仮払い)証明書	1,100円	
	その他証明書(1件)(融資証明書等は除く)	440円	会員220円
	個人情報開示手数料	当金庫所定の手数料・費用	
取引履歴明細発行手数料	相続以外の取引履歴 1枚につき	110円	
	相続に関する取引履歴(手数料単価)×(月数)	330円	預金口座1口座につき、1か月単位
夜間金庫手数料 (取扱店舗のみ)	利用手数料	39,600円	年 額
	専用入金帳(1冊50枚)	16,500円	
	小型および簡易貸金庫	7,700円	
	中型	11,000円	
	大型および半自動式	16,500円	
貸金庫手数料 (取扱店舗のみ)	全自動 小型・中型・大型		年 額
	※各店舗に設置済の貸金庫のタイプより手数料は異なりますので、詳細は窓口にお問い合わせください。		
	セーフティバック	5,500円	
株式・出資払込手数料		払込金額に応じた当金庫所定の手数料・費用	
未利用口座管理手数料		1,320円	1口座・年額
公共債保護預り手数料		1,320円	年 額
アンサー・HB利用料	アンサー(振込・残高等自動通知案内サービス)	6,600円	1口座・年額
	HB(ホームバンキング)	13,200円	1契約・年額
「個人利用」IB利用料	IB(インターネットバンキング)基本利用料金	1,320円	1契約・年額
「法人・個人事業主利用」IB利用料	給振・総振・都度振込	66,000円	
	都度振込のみ	13,200円	1契約・年額



「安心」「安全」にお取引いただくために

総代会制度の概要	23
総代の氏名等	24
内部管理態勢の整備	25
リスク管理態勢	25
コンプライアンス(法令等遵守)体制の推進	29
マナー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策	29
金融ADR制度への対応	29
個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	30
反社会的勢力に対する基本方針	31
利益相反管理方針	31

総代会制度の概要

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。この総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

1. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。
(1) 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
(2) 総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
(3) 総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

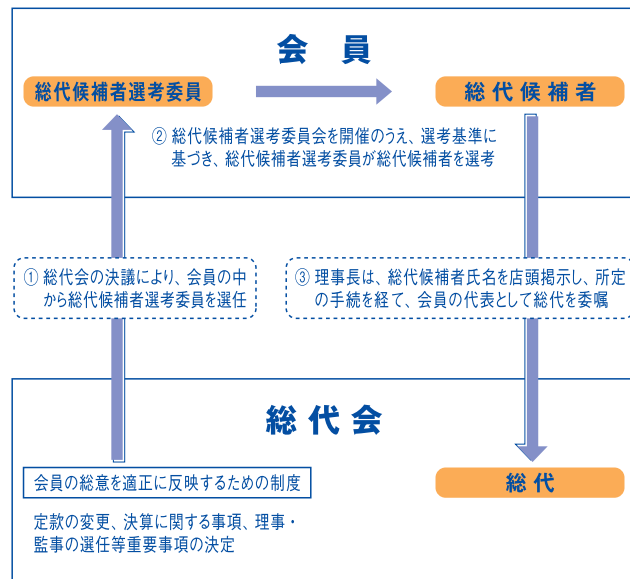
2. 総代候補者選考委員選考基準

- (1) 資格要件
- ① 総代候補者選考委員は、当金庫の会員でなければならない。
 - ② 就任時点で満79歳未満の会員でなければならない。
- (2) 総代候補者選考委員の選考基準は次の通りとする。
- ① 地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解していること。
 - ② 地域の事情に明るく、人格・識見とも優れていること。
 - ③ その他金庫が適格と認めたもの。

3. 総代候補者選考基準

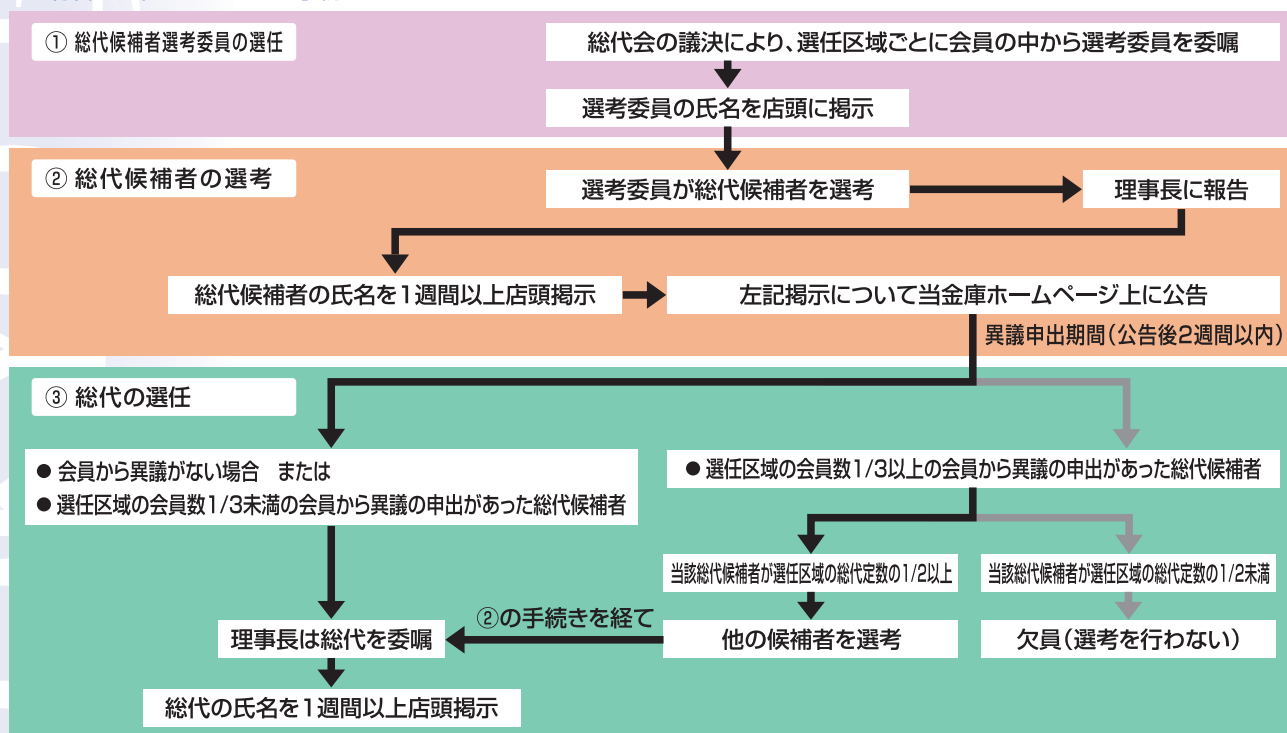
- (1) 資格要件
- ① 総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。
 - ② 就任時点で満80歳未満の会員でなければならない。
- (2) 総代候補者の選考基準は次の通りとする。
- ① 総代としてふさわしい見識を有している人であること。
 - ② 良識をもって正しい判断ができる人であること。
 - ③ 地域における人望が厚く、総代としてふさわしい人であること。
 - ④ 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い人であること。
 - ⑤ 行動力があり、積極的な人であること。
 - ⑥ 人格・識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる人であること。
 - ⑦ 金庫理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人であること。
- (3) 非常勤を含む当金庫役員は総代を兼務することが出来ない。

総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。



4. 総代が選任されるまでの手続について

地区を7区の選任区域に分け、会員数に応じて選任区域ごとに総代の定数を定める



5. 第96期通常総代会決議事項(令和5年6月20日)

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件



総代の氏名等

令和5年7月1日現在

(敬称略・順不同)

地 区	区 域	人 数	氏 名
第1区	市川市のうち 市川 市川南 新田 平田 大和田 大洲 真間 菅野 東菅野 国府台 曾谷 大野町 南大野 大町 柏井町 奉免町 稲越 須和田 国分 中国分 東国分 北国分 堀之内	19人	久野 勝己⑦ 塚本 福二⑦ 湯浅 健弘⑦ 中村 政邦⑥ 加藤 憲一⑥ 浮谷 直之⑥ 高島 和之⑥ 石井 重一⑥ 長谷 和雄⑧ 高梨 近一⑤ 佐藤智枝子② 松橋 純子② 松井 玲子② 山口 薫② 竹内 清海② 芝田 弘一② 竹内 秀雄② 林 卓也② 浮谷 勝郎①
	松戸市のうち 上矢切 中矢切 下矢切 栗山 三矢小台 二十世紀が丘 大橋 秋山 高塚新田		
第2区	市川市のうち 八幡 南八幡 宮久保 下貝塚 東大和田 稲荷木 鬼谷 鬼越 高石神 中山 北方 北方町 本北方 若宮 高谷 高谷新町 田尻 原本 東浜 二俣 二俣新町 船橋市 習志野市 八千代市 千葉市 四街道市 佐倉市	11人	松丸 友樹③ 稲葉 清一⑥ 石井 誠一⑤ 工藤 祐政⑦ 成瀬 正泰⑤ 田中喜兵卫② 松丸 元② 金澤 庸之② 土谷 幸司① 武藤 厚① 吉田 克助①
第3区	市川市(第1区・第2区の地域を除く) 浦安市 江戸川区	18人	吉橋 恒雄⑤ 榎本敬三郎⑤ 三橋 典興⑥ 木村 聖⑤ 並木 勝利⑦ 橋本 豊之⑪ 渡邊 孝二⑪ 奥村 政治⑥ 大澤 秀行⑤ 田中 政弘⑪ 田中 幸也⑧ 伊藤 明⑤ 森川 正明② 尾頭 博行② 岡崎敬次郎② 郡 修三② 内田 裕輔① 浅岡善太郎①
第4区	野田市 流山市 埼玉県三郷市 幸手市 八潮市 吉川市 北葛飾郡松伏町 杉戸町 春日部市(旧春日部市を除く) 茨城県坂東市(旧猿島郡猿島町を除く) 猿島郡境町 五霞町	13人	柴原 和史⑥ 玉ノ井哲夫⑥ 原 延雄⑥ 梶原 健一⑦ 金子 憲一⑧ 林 勝己⑤ 織原賢一郎② 大塚健太郎② 宮田 義則② 長澤 章裕② 遠藤 博一② 藤代 忠実① 稲川 豊明①
第5区	柏市 鎌ヶ谷市 我孫子市 印西市(旧印旛村、旧本埜村を除く) 白井市	15人	坂東 民男⑤ 小溝 貞次⑧ 山形 俊雄⑧ 小林 良三⑥ 間宮偉佐夫⑤ 原 哲⑧ 深山 喜一⑧ 大木 義勝⑥ 大井 幹雄⑥ 渋谷 重大⑥ 長谷川寛一② 石原 雄一② 安達 俊浩① 海老原康之① 中江喜一郎①
第6区	江東区 葛飾区 墨田区 足立区 荒川区 台東区 千代田区 中央区 港区	16人	横田 文雄⑪ 若林 茂⑦ 坪田 俊之⑥ 三浦 繁夫⑥ 川出 潤⑤ 島田 実⑤ 石田 哲司⑥ 松本 行雄③ 佐竹 末男⑥ 横山 和久⑥ 高橋 享⑤ 渡邊 省吾⑦ 渡辺 哲三⑥ 小泉 博久② 亀井 利重② 石澤 拓哉②
第7区	松戸市(第1区の地域を除く)	13人	浮ヶ谷信夫③ 鈴木 等⑧ 加藤 栄⑪ 早川 俊通⑤ 田中 孝⑨ 高橋 康夫⑥ 宮口 博⑤ 佐藤 勝盛② 安蒜 崇② 佐々木恒司② 芦田 恵一① 岩山 浩一① 湯浅 和弘①
合 計		105人	

(注) 丸数字は東京ベイ信用金庫での総代の就任回数

総代の属性別構成比

職業別	法人役員99.0%、個人事業主1.0%
年代別	40代以下4.8%、50代18.1%、60代32.4%、70代42.8%、80代1.9%
業種別	製造業18.1%、建設業15.2%、卸・小売業22.9%、サービス業14.3%、不動産業(賃貸含む)20.0%、その他9.5%

「安心」「安全」にお取引いただくために

内部管理態勢の整備

当金庫は、業務の健全性および適切性を確保するための基本方針として、「内部管理基本方針」を定め、内部管理態勢の整備とその実効性の確保に努めております。

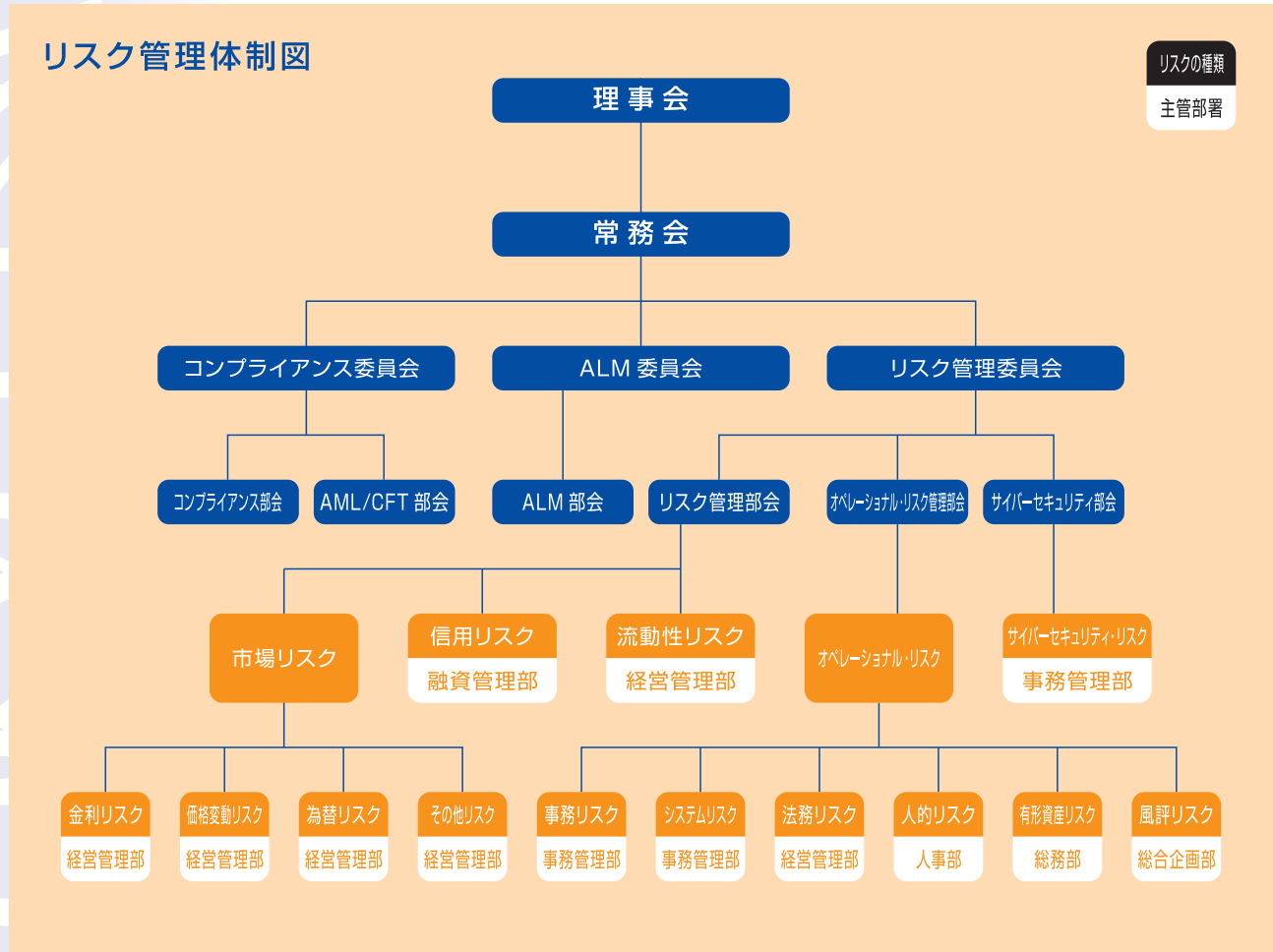
内部管理基本方針

- １．理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ２．理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ４．理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ５．監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合の当該職員に関する事項
- ６．監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
- ７．理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ８．監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ９．監事の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 10．その他監事の監督が実効的に行われることを確保するための体制

リスク管理態勢

金融・経済の自由化、グローバル化やIT技術の進展等により、金融業務に関するリスクは多様化、複雑化しています。このような金融環境の中で、当金庫は、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、可能な限りリスク量の計量化を図り、経営体力（自己資本）の水準から許容できるリスク・アセット総量を認識し、適正なコントロールを行い、健全性の維持と収益性の向上の双方にバランスのとれた経営を目指して、リスク管理態勢の充実、強化に努めています。

当金庫では、理事会をリスク管理に関する最高意思決定機関とし、常勤役員全員で構成する常務会がリスク管理を統括しています。また、常務会の下にリスク管理委員会を設置し、ALM委員会と連携し、統合的リスク管理体制およびオペレーショナル・リスク管理態勢の整備・確立ならびに各リスク管理態勢に関する施策等について検討・協議し、その実施状況を検証・評価して、統合的なリスク管理を行っています。



「安心」「安全」にお取引いただくために

信用リスク

1. リスク管理の方針および手続の概要

- (1) 信用リスク管理の方針
信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。
当金庫では、信用リスクを最重要のリスクと位置づけ、与信業務についての基本的な考え方や判断基準等として「融資基本方針（クレジット・ポリシー）」を制定し、全ての役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。
- (2) 信用リスク管理体制
信用リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。
また、リスク全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、与信ポートフォリオを定期的にモニタリングするなど、信用リスク全般について協議、検討を行っています。
- (3) 自己査定
自己査定は、信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業として位置付けています。
当金庫では、経営管理部を自己査定の統括部署とし、「自己査定基準」「自己査定マニュアル」に基づいて貸出資産その他の資産の実態を把握・管理しています。
- (4) 償却・引当
貸倒引当金は、「償却・引当規程」および「償却・引当マニュアル」等に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等を基に算定するとともに、その結果については、内部監査による検証および監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。
- (5) 貸出条件の審査
貸出案件の審査にあたっては、適切な資金の運用を行うことにより、当金庫および当金庫の会員であるお取引先の健全な発展育成を図らなければならないと考えています。個別の案件審査については、営業店において個別案件ごとの調査・分析結果に基づいて審査し、営業店長の権限を超えるものは、営業推進部門から独立した融資管理部が審査し、融資管理部担当役員の権限を超えるものは、常勤役員全員で構成する貸出審査会にて審査する体制としています。
- (6) ポートフォリオ管理

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は、「外部格付使用基準」に基づいて以下の5つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- (1) 格付投資情報センター (R&I)
- (2) 日本格付研究所 (JCR)
- (3) ムーディーズ (Moody's)
- (4) スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)
- (5) フィッチ (Fitch)

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、貸出案件の審査にあたって、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証に過度に依存しないよう努めています。案件審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めています。当金庫が扱う担保には、自庫預金積金、有価証券、不動産等があり、保証には、人的補償、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、当金庫が定める「融資規程」や「担保評価事務処理要領」等により適正な評価・管理を行っています。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める「信用金庫取引約定書」および「事務処理要領」等により適切な取扱いに努めています。

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をいい、自己資本比率算出のための信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について、定められた方法により資産から削減額を控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法のことをいいます。

具体的には、適格担保として、担保を設定している預金・積金を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権額を上限とし、預金・積金は残高の範囲内としています。

また、貸出金と自金庫預金の相殺として、一定のルールのもとに担保となっていない定期性預金残高を貸出債権額と相殺したものと見なして、信用リスクを軽減しています。保証としては、国、地方公共団体、政府関係機関、しんぎん保証基金等の民間保証会社が保証している保証債権について、保証される部分に限り、保証先のリスク・ウェイトを適用しています。

市場リスク

1. リスク管理の方針および手続の概要

- (1) 市場リスク管理の方針
市場リスクとは、金利や有価証券、為替などの価格が変動することによって、当金庫が保有する資産および負債の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。
当金庫では、市場リスクを適切に把握して許容範囲内に収めるとともに、適正な収益を得ることを基本方針としています。
- (2) 市場リスク管理体制
市場リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。
また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、ポジション枠等の遵守状況やリスク量を定期的にモニタリングし、市場リスク全般について協議、検討を行っています。
さらに、フロントオフィス(資金運用部門：総合企画部総合企画課)、ミドルオフィス(リスク管理部門：経営管理部リスク管理課)、バックオフィス(事務部門：総合企画部予算主計課)を設置して相互に牽制が働く体制としています。
- (3) リスクの把握と管理
ミドルオフィスとしてリスク管理を担当する経営管理部では、設定された有価証券等に対するポジション枠(想定元本等に対する保有限度枠)、リスク・リミット(予想損失額の限度枠)、ロス・カットライン(損失限度)の遵守状況を管理するほか、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクについて、定期的にVaR(バリュー・アット・リスク：最大予想損失額)によりリスク量を計測し、リスク管理委員会および経営陣へ報告しています。

また、市場リスクに付随する信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じているほか、引当金の算定に関しては、信用リスク管理における引当金の算定基準に準じています。

2. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、派生商品取引および長期決済期間取引に該当する取引はありません。

3. 証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化」とは、金融機関が保有するローンや企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券化して組み替え、第三者に売却して流動化することで、一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者である「オリジネーター」と証券を購入する側である「投資家」に大きく分類されます。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式は、標準的手法を採用しています。

4. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスクの方針および手続の概要

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金等が該当します。

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識にあたっては、時価評価およびVaRによるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会に諮り、投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めています。

また、株式関連商品への投資は、有価証券におけるポジション枠（保有限度枠）の範囲内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心がけています。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」および「資金運用細則」に基づいた厳格な運用・管理を行っています。

非上場株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しても上記の規程・細則に基づいた厳格な運用・管理を行っており、またリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、定期的に経営陣へ報告するなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い適正な処理を行っています。

5. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

ア. リスク管理の方針の概要

当金庫では、金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しています。

また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB＝Interest Rate Risk in the Banking Book※）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。（※IRRBBとは、市場リスクのうち、すべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）

イ. リスク管理の手続の概要

リスク管理およびリスクの削減については、ALM管理体制のもと、自己資本に対するIRRBBの比率をモニタリング管理することで、健全性の確保に努めています。

ウ. 金利リスク量の計測

金利リスク計測の頻度は、毎月末を基準日として、月次で計測しています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

ア. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE（注1）およびΔNII（注2）ならびに金融機関がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計算されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(7) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1、25年

(4) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：4年

(5) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）：金融庁が定める保守的な前提を採用

(1) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約：金融庁が定める保守的な前提を採用

イ. IRRBBの算出手法、変動要因および計測対象

(7) IRRBBの算出手法

IRRBBの算出にあたっては、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。

なお、当金庫では、内部モデルは使用していません。

(4) IRRBBの計測対象

当金庫では、重要性の観点によりストレス時に大きな影響を与えられると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準（金融機関の資産・負債の5%程度）に加えて、定性的な影響を考慮しています。

(3) ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクの計測について

ア. VaRによる金利リスク量の計測

リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。

具体的には、部門ごとに配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR（保有期間6カ月、観測期間5年、信頼水準99%）に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。

また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイントなども設定しており、半期毎にリスク限度額を見直すことでリスクのコントロールを行っています。

イ. その他の管理手法

当金庫は、自己資本の充実度の評価やストレス・テストを実施し、金利変動による影響等を定期的に検証しています。

流動性リスク

1. リスク管理の方針および手続の概要

(1) 流動性リスク管理の方針

流動性リスクとは、金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

(2) 流動性リスク管理体制

流動性リスクに関する重要事項は理事会で決定しています。

また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、資金ギャップの把握や資金繰り状況のモニタリング、および管理を行っています。

(3) リスクの把握と管理

流動性リスクが顕在化しないように、慎重かつ適切に資金繰り状況や市場流動性に影響を与える要因や変化を常時把握し、金庫の調達・運用方針に即して保守的、かつ安定的に資金繰りや市場流動性を確保できる体制としています。

また、金庫自身の信用力等の低下による要因と、金融システムの混乱など外的要因の両面を考慮して、適切かつ迅速な管理・対応を行う体制としています。

2. 流動性リスクの管理手法

有価証券等の運用においては、資金化が容易な商品を中心に運用を行うとともに、流動性リスク限度額を設け、不測の事態に備える体制としています。

また、資金ギャップについては、日次で管理し、資金ショートが発生しないように管理しています。

オペレーショナル・リスク

1. リスク管理の方針および手続の概要

(1) オペレーショナル・リスクとは

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス、人、システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクのことをいい、事務リスク、システムリスクのほか、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクが含まれます。

(2) オペレーショナル・リスク管理体制

オペレーショナル・リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。

また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、事務リスク、システムリスク等について協議、検討を行っています。なお、リスク管理委員会はリスクの総合的な管理部門として、リスクのコントロールと削減に努めるとともに、協議、検討結果については、定期的に経営陣へ報告しています。

(3) 事務リスク管理の方針および手続の概要

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことをいいます。

事務リスク管理にあたっては、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程、事務処理要領の整備を図るとともに、厳正な事務の励行に努めることを基本方針としています。

当金庫では、お客様から寄せられた苦情やご意見、発生した事務ミス等を管理し、実効性のある対策を講じるために活用しており、事務レベルの向上に資する態勢を整備しています。

また、営業店に対しては、事務インストラクターを派遣してOJTを実施しているほか、各種研修会、会議等を通じて、厳正、堅確な事務処理の徹底を図っています。

(4) システムリスク管理の方針および手続の概要

システムリスクとは、コンピュータ・システムの障害または誤作動、システムの不備、さらにはコンピュータが不正に使用されること等により損失を被るリスクのことをいいます。

システムリスク管理においては、当金庫の経営方針、経営計画に従い、当金庫における情報資産保護のための管理体制を整備し、適切な管理・運営を図ることとしています。

当金庫では、しんぎん共同センターに加盟し、共同オンライン利用によりお客様に各種金融サービスを提供させていただいております。同センターでは、スケールメリットを活かし、コンピュータ・通信回線・電源等の二重化を実施するとともに、重要なシステムおよびお客様の情報につきましては、2拠点でのバックアップ体制を構築しており、大規模な災害で一方が被災しても、継続して業務が遂行できるよう万全を期しています。

また、コンピュータ・システムの安定稼働が危機にさらされるような不測の事態に備えて、業務継続基本計画を策定するとともに、同センターが実施する定期的な被災訓練にも参加しています。

さらに、情報資産を適切に保護するための基本方針であるセキュリティポリシーや具体的な運営規則を定め、情報の重要性に応じた管理態勢を整備するとともに、お客様の重要なデータにつきましても、外部からの不正アクセスの防止策を講じる等厳格なセキュリティ管理を実施しています。

(5) その他のリスク管理

オペレーショナル・リスクのうち、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクについては、各主管部署がリスク管理を担当し、リスク発生の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めることとし、また、リスク管理状況について、必要に応じて経営陣へ報告することとしています。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制における「基礎的手法」を採用しています。

サイバーセキュリティ・リスク

サイバーセキュリティに関する方針および手続の概要

近年、サイバー攻撃が高度化・大規模化しており、サイバー攻撃のリスクがますます高まっている中、サイバーセキュリティの確保は、金融システム全体の安定のため喫緊の課題といわれています。

当金庫は、サイバーセキュリティ・リスクへの対応が経営の重要課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法、サイバーセキュリティ経営ガイドライン、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な態勢整備に努めるべく、令和2年4月に「サイバーセキュリティ基本方針」を制定しました。

今後も、サイバー攻撃等による事故を未然に防止するとともに、被害が発生した場合でも影響を最小限に留め、その復旧を速やかに行うため、発生する事象を総括して事態に即応するインシデント対応委員会を設置するなど、サイバーセキュリティの管理態勢の構築・強化に努めています。

コンプライアンス（法令等遵守）体制の推進

私ども信用金庫は、信用金庫法にも示されているように、「国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資する」という公共的使命を負うとともに、業務の健全かつ適切な運営を行い、地域社会からの信頼を確立するという社会的責任を負っています。

当金庫は、これまでその社会的責任と公共的使命とを十分自覚して業務を遂行し、地域の信頼を得てきましたが、今後も一層の信頼確保のために、絶えず東京ペイ信用金庫の「倫理憲章」に思いをいたし、信念と誇りをもって日常活動を実践してまいります。

- 1. 東京ペイ信用金庫「倫理憲章」の周知徹底**
社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の再構築を重要課題として位置づけ、「基本方針」および「遵守基準」にあたる「倫理憲章」の周知徹底を図っています。
- 2. コンプライアンス・プログラムの策定と推進**
「倫理憲章」を実現するため、関連諸規程の整備、内部統制の実施計画、役職員の研修計画等を含む具体的な実践プログラムを策定、その推進状況を把握するためのモニタリングを実施し、「コンプライアンス委員会」に報告するとともに改善すべき点について対策を講じています。
- 3. コンプライアンス担当者の配置**
コンプライアンスを効果的に推進するため、各業務部門および営業店等との連携を密に保つ必要があることから、部店に、職場におけるコンプライアンス教育研修の責任者としての役割と、報告・相談窓口としての役割を兼ね備えたコンプライアンス担当者を配置しています。
- 4. コンプライアンス・マニュアルの周知徹底**
当金庫における倫理憲章や各種ルールを記載した「コンプライアンス・マニュアル」を策定・整備し、研修や勉強会資料として活用することにより、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上に努めています。

マネー・ローndリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与の防止が、国際社会において求められる責務であると認識し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

- 1. 運営方針**
理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。
また、当金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。
- 2. 管理態勢**
当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部署は経営管理部とし、経営管理部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。
また、事務管理部を担当部署とし、営業店における各種事務手続きの具体的な施策の立案・推進を行います。
- 3. リスクベース・アプローチ**
リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
- 4. 顧客の管理方針**
適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。
また、顧客から定期的に情報収集を行うとともに、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。
- 5. 疑わしい取引の届出**
営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に直ちに疑わしい取引の届出を行います。
- 6. 資産凍結の措置**
テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。
- 7. 役職員の研修**
継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
- 8. 実効性の検証**
マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部署である経営管理部による営業店、A T M等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。
- 9. 顧客からの理解促進**
顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、A T M等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組みます。

金融 ADR 制度への対応

- 1. 苦情処理措置**
当金庫は、お客様からの苦情のお申出に公正かつ的確に対応するため内部管理態勢等を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。
苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は10ページ参照）または経営管理部（電話：0120-074-472）にお申し出ください。
- 2. 紛争解決措置**
当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日上記経営管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部」にお尋ねください。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報等の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

- 1. 個人情報とは**
本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。
 - 2. 個人情報等の取得・利用について**
 - （1）個人情報等の取得
 - ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関での借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
 - ・お客様の個人情報は、
 - イ. 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ロ. 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
 - ハ. 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ニ. 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ホ. その他一般に公開されている情報等から取得しています。
 - （2）個人情報等の利用目的
 - ・当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
 - ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。
 - A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的**
（利用目的）
 - イ. 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ロ. 法令等に基づくご本人の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ハ. 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ニ. 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ホ. 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - ヘ. 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ト. 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - チ. お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - リ. 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ス. ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ル. 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - ヲ. 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
 - ワ. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため（法令等による利用目的の限定）
 - イ. 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 - ロ. 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 - B. 個人番号の利用目的**
 - イ. 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ロ. 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
 - ハ. 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ニ. 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ホ. 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ヘ. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - ト. 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
 - チ. 預金口座付番に関する事務のため上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。
 - （3）ダイレクト・マーケティングの中止
 - ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、取引店舗ご相談窓口にお申し出ください。
- 3. 個人情報等の正確性の確保について**
 - ・当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。
- 4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について**
 - ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
 - ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
 - ・お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
 - ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、当金庫本店のご相談窓口までお申し出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

「安心」「安全」にお取引いただくために

5. 個人情報等の安全管理について

- ・当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

6. 委託について

- 当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。
- ・また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
 - ・定期預金および定期積金の期日案内等の作成および発送に関わる事務
 - ・キャッシュカードの発行および発送に関わる事務
 - ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
 - ・情報システムの運用および保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情について

- ・当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問につきましては、当金庫本支店にご相談窓口を設置しておりますので、お問い合わせください。
- ・なお、当金庫は個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組みます。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守します。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - イ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ロ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ハ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) (1) のイ. からハ. のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - イ. 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ロ. 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ハ. 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ニ. 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。



資料編

財務諸表	33
経営指標	39
預金に関する指標	41
貸出金等に関する指標	42
開示債権の保全・引当状況	44
有価証券に関する指標	45
金庫の子会社等に関する事項	46
自己資本の充実の状況等	47
報酬等に関する事項	52



貸借対照表注記（第96期）

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
動 産	3年～20年
その他	5年～20年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先の債務者で未保全額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと未保全額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

また、正常先とその他の要注意先のうち新型コロナウイルス感染症等の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。正常先については、従来のその他要注意先に準じた引当率を使用し、その他要注意先については、従来の要管理先に準じた引当率を使用して算出しております。これに伴う追加的な一般貸倒引当金の額は289百万円であります。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、経営管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,191百万円であります。

6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

7. (1) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理

また、当事業年度末は年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を超過しているため、前払年金費用（176百万円）を計上しております。

(2) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）	
年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額	1,807,426百万円
最低責任準備金の額との合計額	△ 66,857百万円
差引額	△ 66,857百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和4年3月31日現在）	0.4441%
③ 補足説明	
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金79百万円を費用処理しております。	
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。	
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。	
11. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。	
このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。	
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングにかかる固定利用料等については履行義務の充足が1年超となる取引はありません。	
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	
13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。	
(1) 貸倒引当金	2,033百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。	
主要な仮定は、「不動産市況の見通し」および「自己査定基準に基づいた債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」、「新型コロナウイルス感染症の影響」であります。そのため、営業エリアにおける不動産市況および債務者の収益環境が大幅に変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	
(2) 繰延税金資産	473百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。	
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額3百万円	
15. 有形固定資産の減価償却累計額6,225百万円	
16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の買付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は買貸借契約によるものに限る。）であります。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,752百万円
危険債権額	7,510百万円
三月以上延滞債権額	19百万円
貸出条件緩和債権額	2,318百万円
合計額	11,600百万円
破産更正債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。	
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。	
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。	

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、625百万円であります。

18. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
定期預金	13,000百万円
有価証券	35,345百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	36,437百万円
コールマネー	3,400百万円

上記のほか、為替決済、日銀蔵入代理店等の取引の担保として、定期預金30,000百万円及び有価証券1,193百万円を差し入れております。

また、その他の資産には保証金95百万円が含まれております。

19. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △164百万円

20. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は160百万円であります。

21. 出資1口当たりの純資産額 236円18銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、ALM委員会及びリスク管理委員会を設置し、資産及び負債の総合的管理をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資関連諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や常務会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理委員会によって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、VaR分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで常務会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品（投資信託・株式）の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、市場環境や財務状況など継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営管理部を通じて、常務会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」及び「コールマネー」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当該事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合は1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は、9,215百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

そのため、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、金利リスク以外の価格変動リスク・為替リスク・市場信用リスクについては、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM委員会及びリスク管理委員会で、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、有価証券の一部、貸出金、預金積金、借入金及びコールマネーについては、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。また、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※）	225,678	225,992	314
(2) 有価証券（※）	62,155	62,155	0
満期保有目的の債券	1,222	1,222	0
その他有価証券	60,932	60,932	—
(3) 貸出金（※）	361,536		
貸倒引当金	△ 2,033		
	359,503	365,064	5,560
金融資産計	647,336	653,211	5,875
(1) 預金積金（※）	584,421	584,308	△ 113
(2) 借入金（※）	36,437	36,408	△ 29
(3) コールマネー（※）	16,400	16,399	△ 0
金融負債計	637,259	637,117	△ 142

(※) 預け金、有価証券の一部、貸出金、預金積金、借入金及びコールマネーの「時価」については、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

- 金融資産
- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
- (2) 有価証券
株式・投資信託は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
自金庫保証付私募債は、銘柄ごとの残存期間に対応するスワップ金利にスプレッドを加味し、割引現在価値を算出してしております。
- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
- ② 割引手形・手形貸付については、短期での貸出のため、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、貸出金計上額
- ③ ①、②以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ④ ①、②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いた価額

- 金融負債
- (1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（TIBOR、SWAP）を用いております。
- (2) 借入金
借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- (3) コールマネー
コールマネーは、一定の期間ごとに区分した当該コールマネーの元利金の合計額を市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	28
信金中金出資金（※1）	2,427
組合出資金（※2）	14
合 計	2,471

(※1) 非上場株式および信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（※1）	164,678	40,000	2,000	19,000
有価証券	7,477	22,506	14,825	13,153
満期保有目的の債券	—	1,222	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	7,477	21,284	14,825	13,153
貸出金（※2）	45,809	115,801	82,306	110,634
合 計	217,964	178,307	99,131	142,787

(※1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（※）	482,067	102,071	5	276
借入金	11,891	24,137	409	—
コールマネー	16,400	—	—	—
合 計	510,358	126,208	414	276

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。以下、25.も同様であります。

	種 類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	322	323	0
	その他	—	—	—
	小 計	322	323	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	900	899	△0
	その他	—	—	—
	小 計	900	899	△0
合 計		1,222	1,222	△0

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,609	2,137	472
	債券	15,096	14,680	416
	国債	4,196	3,844	352
	地方債	6,347	6,299	47
	社債	4,553	4,536	16
	その他	683	561	121
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	18,390	17,380	1,010
	株式	790	901	△111
	債券	40,296	41,707	△1,411
	国債	12,086	13,108	△1,022
	地方債	—	—	—
	社債	28,209	28,598	△388
合 計	その他	1,454	1,588	△133
	小 計	42,542	44,198	△1,655
合 計		60,932	61,578	△645

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	939	134	9
債券	4,939	2	71
国債	4,939	2	71
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	503	6	40
合 計	6,383	143	121

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,542百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが11,010百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	727百万円
その他有価証券評価差額金	178百万円
店舗解体費用	75百万円
賞与引当金	47百万円
減損損失	46百万円
減価償却費	43百万円
その他	97百万円
繰延税金資産小計	1,215百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△679百万円
評価性引当額小計	△679百万円
繰延税金資産合計	535百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	48百万円
固定資産圧縮積立額	12百万円
その他	1百万円
繰延税金負債合計	62百万円
繰延税金資産の純額	473百万円

28. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

29. 追加情報

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15号第1項第1号の規定に基づき、平成29年度末までに累計14,600百万円の発行済優先出資を消却し、優先出資金7,300百万円をその他の出資金に振り替えております。そのため当年度末の出資金にはその他の出資金7,300百万円が含まれております。

損益計算書注記（第96期）

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額8円47銭
3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針11. とあわせて注記しております。

経営指標

1. 主要な経営指標の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益(千円)	7,567,916	7,754,071	7,657,244	7,366,473	7,602,220
経常利益(千円)	1,145,470	1,025,113	1,334,114	1,220,037	1,713,459
当期純利益(千円)	1,068,525	950,943	1,077,785	954,190	951,866
出資総額(百万円)	13,305	13,208	13,095	12,976	12,856
普通出資金(百万円)	6,005	5,908	5,795	5,676	5,556
その他の出資金(百万円)	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
出資総口数(千口)	120,119	118,176	115,906	113,522	111,128
普通出資金(千口)	120,119	118,176	115,906	113,522	111,128
純資産額(百万円)	25,159	25,082	25,974	26,157	26,246
総資産額(百万円)	554,742	580,771	646,089	675,180	665,520
預金積金残高(百万円)	523,192	536,131	575,546	591,425	584,421
貸出金残高(百万円)	329,015	329,932	361,611	359,929	361,536
有価証券残高(百万円)	36,917	36,094	46,750	56,982	62,198
単体自己資本比率(%)	8.50	8.69	9.00	9.23	9.54
普通出資に対する配当金(百万円)	119	118	115	113	55
(普通出資1口当たり(円))	0円99銭	0円99銭	0円99銭	0円99銭	0円49銭
役員数(人)	13	13	13	13	12
うち常勤役員数(人)	9	9	9	9	8
職員数(人)	443	427	434	436	422
会員数(人)	47,294	46,669	46,213	45,647	44,783

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

2. 業務粗利益

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	6,331,897	6,466,626
資金運用収益	6,454,135	6,581,449
資金調達費用	122,237	114,823
役務取引等収支	△262,058	△356,279
役務取引等収益	598,980	568,586
役務取引等費用	861,039	924,866
その他の業務収支	59,995	△50,500
その他業務収益	71,849	67,280
その他業務費用	11,854	117,781
業務粗利益	6,129,833	6,059,846
業務粗利益率	0.91%	0.90%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和3年度一千円、令和4年度89千円)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。この項目以外の計数・指標についても該当する場合は同様です。

3. 業務純益

	令和3年度	令和4年度
業務純益	1,143,221	1,472,566
実質業務純益	1,532,426	1,472,566
コア業務純益	1,491,271	1,578,212
コア業務純益	1,491,271	1,578,212
(投資信託解約損益を除く。)		

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等売買損益
国債等売買損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還、国債等債券償却を通算した損益です。

4. 資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	667,987	666,769	6,454,135	6,581,449	0.96	0.98
うち貸出金	361,818	361,690	5,602,965	5,642,695	1.54	1.56
うち預け金	249,355	232,922	341,506	378,624	0.13	0.16
うち有価証券	50,499	63,414	441,496	489,642	0.87	0.77
資金調達勘定	656,700	652,922	122,237	114,823	0.01	0.01
うち預金積金	611,509	611,692	99,855	91,064	0.01	0.01
うち譲渡性預金	4,246	10,097	3,015	7,123	0.07	0.07
うち借入金	36,376	27,316	18,485	17,467	0.05	0.06

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度1,997百万円、令和4年度610百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度一百万円、令和4年度506百万円)及び利息(令和3年度一百万円、令和4年度0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

5. 受取・支払利息の増減

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	545,516	△387,909	157,607	△11,762	139,076	127,314
うち貸出金	209,626	△157,454	52,172	△1,976	41,706	39,730
うち預け金	40,173	16,778	56,951	△22,506	59,624	37,118
うち有価証券	82,739	△39,472	43,267	99,723	△51,577	48,146
支払利息	10,417	△43,939	△33,522	△575	△6,750	△7,325
うち預金積金	4,781	△40,368	△35,587	27	△8,818	△8,791
うち譲渡性預金	3,015	－	3,015	4,127	△19	4,108
うち借入金	10,332	△11,343	△1,011	△4,604	3,586	△1,018

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

6. 利鞘

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	0.96	0.98
資金調達原価率	0.71	0.72
総資金利鞘	0.25	0.26

7. 利益率

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.17	0.25
総資産当期純利益率	0.13	0.13

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

8. 預貸率・預証率

預貸率	期末残高 期中平均	令和3年度	令和4年度
		60.85	61.86
預証率	期末残高 期中平均	58.76	58.16
		9.63	10.64
		8.20	10.19

(注) 1. 預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率＝ $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

預金に関する指標

1. 預金科目別残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	令和3年度		令和4年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
流 動 性 預 金	280,610	47.4	283,030	48.4
当座預金	9,593	1.6	8,414	1.4
普通預金	264,376	44.7	268,796	46.0
貯蓄預金	2,878	0.5	2,775	0.5
通知預金	641	0.1	600	0.1
別段預金	2,877	0.5	2,217	0.4
納税準備預金	242	0.0	225	0.0
定 期 性 預 金	310,815	52.6	301,391	51.6
定期預金	301,075	51.0	291,812	50.0
定期積金	9,739	1.6	9,578	1.6
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
小 計	591,425	100.0	584,421	100.0
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	591,425	100.0	584,421	100.0

2. 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
流 動 性 預 金	290,028	294,174
うち有利息預金	242,476	247,777
定 期 性 預 金	319,709	315,753
うち固定金利定期預金	309,770	315,741
うち変動金利定期預金	12	12
そ の 他	1,771	1,764
小 計	611,509	611,692
譲 渡 性 預 金	4,246	10,097
合 計	615,756	621,789

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 定期預金残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
定 期 預 金	301,075	291,812
固定金利定期預金	301,057	291,795
変動金利定期預金	12	12
その他	5	5



貸出金等に関する指標

1. 貸出金科目別残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	令和3年度		令和4年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
割 引 手 形	649	0.2	625	0.2
手 形 貸 付	3,910	1.1	3,452	1.0
証 書 貸 付	351,797	97.7	353,864	97.8
当 座 貸 越	3,572	1.0	3,594	1.0
合 計	359,929	100.0	361,536	100.0

2. 貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
割 引 手 形	668	678
手 形 貸 付	3,360	3,640
証 書 貸 付	354,367	354,124
当 座 貸 越	3,422	3,247
合 計	361,818	361,690

3. 固定金利・変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸 出 金	359,929	361,536
固定金利	121,306	120,195
変動金利	238,623	241,341

4. 貸出金使途別残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	令和3年度		令和4年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	233,538	65.0	237,097	66.0
運 転 資 金	126,390	35.0	124,439	34.0
合 計	359,929	100.0	361,536	100.0

5. 住宅ローン・消費者ローンの貸出金残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
住 宅 ロ ー ン	69,712	70,399
消 費 者 ロ ー ン	14,365	14,374

(注) 消費者ローンには、カードローンが含まれます。

6. 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
当 金 庫 預 金 積 金	3,389	3,070
有 価 証 券	105	105
動 産	—	—
不 動 産	110,830	109,971
そ の 他	—	—
小 計	114,324	113,147
信 用 保 証 協 会 等	105,178	102,107
保 証	55,298	60,614
信 用	85,127	85,668
合 計	359,929	361,536

7. 貸出金業種別内訳

(単位：先、残高 百万円、構成比 %)

業種区分	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	395	10,110	2.8	393	9,696	2.7
農業、林業	4	26	0.0	3	32	0.0
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	1,189	28,373	7.9	1,201	27,188	7.5
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	47	789	0.2	51	714	0.2
運輸業、郵便業	165	5,229	1.5	168	4,971	1.4
卸売業、小売業	849	21,035	5.8	869	20,798	5.8
金融業、保険業	15	1,941	0.5	15	4,901	1.4
不動産業	1,291	126,967	35.3	1,334	127,897	35.4
物品賃貸業	13	1,020	0.3	13	912	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	79	1,438	0.4	83	1,497	0.4
宿泊業	8	231	0.1	8	238	0.1
飲食業	436	7,724	2.1	441	7,732	2.1
生活関連サービス業、娯楽業	264	5,853	1.6	259	5,106	1.4
教育、学習支援業	40	1,406	0.4	43	1,330	0.4
医療、福祉	141	2,645	0.7	139	2,511	0.7
その他のサービス	553	13,275	3.7	569	12,429	3.4
小計	5,489	228,070	63.3	5,589	227,960	63.1
国・地方公共団体等	10	31,143	8.7	10	31,897	8.8
個人	12,521	100,716	28.0	12,243	101,678	28.1
合 計	18,020	359,929	100.0	17,842	361,536	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

8. 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	7	6
不動産	50	38
小計	57	44
信用保証協会・信用保証	0	0
保 用	—	—
信 用	—	5
合 計	58	50

9. 貸倒引当金

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
一般貸倒引当金	656	389	591	△ 65
個別貸倒引当金	1,533	△ 82	1,442	△ 90
合 計	2,190	306	2,033	△ 156

10. 貸出金償却

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	23,801	24,082



しんきんSDGs私募債「ちいきのミライ」贈呈式 (令和5年5月15日)



しんきんSDGs私募債「ちいきのミライ」贈呈式 (令和4年11月25日)



しんきんSDGs私募債「ちいきのミライ」贈呈式 (令和5年3月27日)

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,409	1,752
危険債権	8,223	7,510
要管理債権	2,734	2,337
三月以上延滞債権	25	19
貸出条件緩和債権	2,709	2,318
小計 (A)	12,367	11,600
保 全 額 (B)	11,128	10,701
個別貸倒引当金 (C)	1,533	1,442
一般貸倒引当金 (D)	107	85
担保・保証等 (E)	9,487	9,173
保全率 (B) / (A) (%)	89.98	92.25
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	56.97	62.97
正常債権 (F)	347,846	350,391
総与信残高 (A) + (F)	360,213	361,991

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C) は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D) には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F) とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

有価証券に関する指標

1. 商品有価証券平均残高
該当ありません。

2. 有価証券の種類別の残存期間別の残高

令和3年度								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	3,927	17,308	—	21,235
地 方 債	1,205	4,249	1,725	—	—	—	—	7,181
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,929	5,344	6,402	4,296	4,384	870	—	23,227
株 式	—	—	—	—	—	—	3,191	3,191
外 国 証 券	201	—	227	—	668	95	—	1,192
その他の証券	—	2	—	8	—	—	942	953

(単位：百万円)

令和4年度								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	3,936	12,346	—	16,283
地 方 債	2,409	3,532	—	—	404	—	—	6,347
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	5,067	8,980	9,473	6,469	3,187	807	—	33,985
株 式	—	—	—	—	—	—	3,429	3,429
外 国 証 券	—	520	—	—	827	—	—	1,347
その他の証券	1	—	8	5	—	—	791	805

令和3年度			令和4年度		
区 分	債		債		
国 債	16,361		20,385		
地 方 債	7,669		6,693		
短 期 社 債	—		—		
社 債	21,560		30,872		
株 式	2,865		3,128		
外 国 証 券	916		1,321		
そ の 他 の 証 券	1,127		1,012		
合 計	50,499		63,414		

4. 有価証券の時価情報

(1) 売買目的有価証券
該当ありません。

令和3年度							
時価が 貸借対照表計上額を 超えるもの	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	322	323	0
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの	小 計	—	—	—	322	323	0
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	900	899	△ 0
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	1,222	1,222	△ 0

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
該当ありません。

令和3年度							
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	株 式	1,578	1,295	283	2,609	2,137	472
	債 券	21,979	21,327	651	15,096	14,680	416
	国 債	8,104	7,563	540	4,196	3,844	352
	地 方 債	7,181	7,099	81	6,347	6,299	47
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	6,692	6,663	29	4,553	4,536	16
	そ の 他	1,247	1,124	123	683	561	121
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	小 計	24,805	23,747	1,058	18,390	17,380	1,010
	株 式	1,584	1,772	△ 188	790	901	△ 111
	債 券	29,666	30,279	△ 613	40,296	41,707	△ 1,411
	国 債	13,131	13,610	△ 478	12,086	13,108	△ 1,022
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	16,535	16,669	△ 134	28,209	28,598	△ 388
	そ の 他	887	925	△ 38	1,454	1,588	△ 133
合 計		56,943	56,725	217	60,932	61,578	△ 645

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

令和3年度			令和4年度		
貸借対照表計上額			貸借対照表計上額		
非 上 場 株 式	28		28		
組 合 出 資 金	10		14		
合 計	39		43		

5. 金銭の信託
該当ありません。

6. 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引
デリバティブ取引、オプション取引、オフ・バランス取引、先物取引等の取扱いはありません。

金庫の子会社等に関する事項

該当ありません。

自己資本の充実の状況等

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	25,391	26,162
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,676	15,556
うち、利益剰余金の額	9,833	10,671
うち、外部流出予定額(△)	113	55
うち、上記以外に該当するものの額	△5	△9
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	773	704
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	773	704
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	62	31
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	26,227	26,898
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	88	67
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	88	67
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	5	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	98	127
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	192	195
自己資本		
自己資本の額(イ)－(ロ)	(ハ)	26,702
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	269,133	266,749
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△732	△732
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	692	692
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	12,839	13,011
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	281,973	279,760
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	9.23%	9.54%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	269,133	10,765	266,749	10,669
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	270,001	10,800	267,603	10,704
現金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10	0	10	0
地方三公社向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	46,520	1,860	46,409	1,856
法人等向け	35,480	1,419	40,537	1,621
中小企業等向け及び個人向け	53,377	2,135	47,784	1,911
抵当権付住宅ローン	20,683	827	18,754	750
不動産取得等事業向け	79,443	3,177	79,475	3,179
三月以上延滞等	865	34	613	24
取立未済手形	26	1	39	1
信用保証協会等による保証付	3,130	125	3,157	126
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
出資等	3,769	150	3,649	145
出資等のエクスポージャー	3,769	150	3,649	145
重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外	26,653	1,066	27,130	1,085
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,812	192	4,810	192
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,657	106	2,657	106
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,512	60	892	35
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外のエクスポージャー	17,670	706	18,768	750
② 証券化エクスポージャー	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－
STC要件適用分	－	－	－	－
非STC要件適用分	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	61	2	75	3
ルック・スルー方式	61	2	75	3
マンドート方式	－	－	－	－
蓋然性方式(250%)	－	－	－	－
蓋然性方式(400%)	－	－	－	－
フォールバック方式(1250%)	－	－	－	－
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	495	19	495	19
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	－	－	－	－
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	12,839	513	13,011	520
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	281,973	11,278	279,760	11,190

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額 × 4%

(2) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別・業種別・残存期間別									(単位:百万円)	
地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー		
				貸出金、コミットメント 及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券				
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内		676,705	667,688	360,796	362,786	51,654	57,663	1,639	1,284	
国 外		1,200	1,399	—	—	1,200	1,399	—	—	
地 域 別 合 計		677,905	669,088	360,796	362,786	52,855	59,062	1,639	1,284	
製 造 業		19,581	23,233	10,719	10,230	7,404	11,291	21	12	
農 業、林 業		80	100	80	100	—	—	—	—	
漁 業		—	100	—	—	—	100	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	
建 設 業		32,277	31,160	32,077	30,761	200	398	178	29	
電気・ガス・熱供給・水道業		284	192	—	—	100	100	—	—	
情 報 通 信 業		2,699	3,499	852	778	1,601	2,498	—	—	
運 輸 業、郵 便 業		7,822	8,171	5,486	5,222	2,106	2,897	41	40	
卸 売 業、小 売 業		24,014	24,798	22,147	21,850	1,601	2,601	167	55	
金 融 業、保 険 業		255,357	243,895	1,989	4,947	7,081	9,604	—	—	
不 動 産 業		133,091	134,720	131,730	133,011	701	1,130	742	752	
物 品 賃 貸 業		2,452	3,937	1,031	912	1,035	2,639	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業		1,635	1,652	1,635	1,652	—	—	—	—	
宿 泊 業		231	239	231	239	—	—	25	—	
飲 食 業		8,793	8,697	8,793	8,697	—	—	125	124	
生活関連サービス業、娯楽業		7,172	6,430	7,172	6,428	—	—	2	2	
教 育、学 習 支 援 業		1,462	1,386	1,462	1,386	—	—	—	—	
医 療、福 祉		3,130	3,051	3,130	3,021	—	30	—	—	
その他のサービス		15,318	14,626	14,491	13,599	600	800	160	160	
国・地方公共団体等		61,695	56,998	31,148	31,903	30,422	24,969	—	—	
個 人		86,612	88,006	86,612	88,006	—	—	173	106	
そ の 他		14,192	14,188	2	33	—	—	—	—	
業 種 別 合 計		677,905	669,088	360,796	362,786	52,855	59,062	1,639	1,284	
1 年 以 下		64,434	182,167	18,772	19,325	3,385	7,525			
1 年 超 3 年 以 下		200,649	70,945	19,725	17,588	9,539	12,971			
3 年 超 5 年 以 下		35,080	40,513	26,776	29,980	8,303	9,532			
5 年 超 7 年 以 下		37,299	34,783	32,983	28,197	4,316	6,585			
7 年 超 1 0 年 以 下		70,365	69,423	61,519	60,121	8,846	8,302			
1 0 年 超		228,322	240,048	200,357	206,904	18,464	14,144			
期間の定めのないもの		41,753	31,206	662	669	—	—			
残 存 期 間 別 合 計		677,905	669,088	360,796	362,786	52,855	59,062			

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
6. デリバティブ取引はありません。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額							(単位:百万円)	
		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高		
				目的使用	その他			
一 般 貸 倒 引 当 金	令和3年度	267	656	—	267	656		
	令和4年度	656	591	—	656	591		
個 別 貸 倒 引 当 金	令和3年度	1,616	1,533	18	1,597	1,533		
	令和4年度	1,533	1,442	1	1,532	1,442		
合 計	令和3年度	1,883	2,190	18	1,865	2,190		
	令和4年度	2,190	2,033	1	2,188	2,033		

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製 造 業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	5	1
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	378	356	356	340	7	1	370	354	356	340	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	3	3	3	2	—	—	3	3	3	2	—	—
運輸業、郵便業	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	3	1
卸売業、小売業	48	39	39	79	8	—	39	39	39	79	5	17
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	493	461	461	435	—	—	493	461	461	435	0	—
物 品 賃 貸 業	47	46	46	40	—	—	47	46	46	40	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0
宿 泊 業	122	—	—	—	—	—	122	—	—	—	—	—
飲 食 業	9	8	8	6	—	—	9	8	8	6	2	1
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	444	550	550	478	—	—	444	550	550	478	—	1
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	67	64	64	53	2	—	65	64	64	53	4	—
合 計	1,616	1,533	1,533	1,442	18	1	1,597	1,532	1,533	1,442	23	24

(注) 1. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	83,845	—	67,092
10%	—	100	—	100
20%	226,307	3,908	248,484	10,787
35%	—	59,391	—	57,364
40%	300	—	100	—
50%	38,240	1,037	18,568	4,504
70%	100	—	601	—
75%	—	117,876	—	114,687
100%	4,208	139,608	3,102	141,256
150%	—	450	—	156
250%	—	2,529	—	2,281
合 計	269,157	408,748	270,857	398,231

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項 (信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー) (単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		4,061	3,699	31,003	32,918	－	－

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式	3,162	3,162	3,400	3,400
非上場株式	28	28	28	28
その他	3,272	3,272	3,144	3,144
合 計	6,464	6,464	6,574	6,574

(注)「その他」には、不動産投資信託、優先出資、投資事業組合への出資等が含まれております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	172	138
売却損	2	49
償 却	－	－

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	172	387

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	－	－

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	104	84
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	－	－

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク									
項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	9,215		9,984		－		－	
2	下方パラレルシフト	－		－		1,916		862	
3	スティープ化	7,855		6,978					
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	9,215		9,984		1,916		862	
		ホ				ヘ			
		当期末				前期末			
8	自己資本の額	26,702				26,034			

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

報酬等に関する事項

＜報酬体系について＞

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を定めております。

ア. 決定方法 ビ. 支払手段 シ. 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	144

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です（期中に退任した者も含む）。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」122百万円、「退職慰労金」21百万円となっております。

なお、令和4年度において「賞与」は支払っていません。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額となっております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項3号及び6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

開示項目一覧

信用金庫法施行規則第132条等における開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ. 事業の組織 7
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名 7
ハ. 会計監査人の名称 34
ニ. 事務所の名称及び所在地 9～10
2. 金庫の主要な事業の内容 11～14
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの
イ. 直近の事業年度における事業の概況 3～4
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

経常収益 39
経常利益 39
当期純利益 39
出資総額及び出資総口数 39
純資産額 39
総資産額 39
預金積金残高 39
貸出金残高 39
有価証券残高 39
単体自己資本比率 39
出資に対する配当金 39
職員数 39

ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

主要な業務の状況を示す指標
業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、
コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）、
資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 39
資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、
利息、利回り及び資金利鞘 40
受取利息及び支払利息の増減 40
総資産経常利益率 40
総資産当期純利益率 40

預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、
譲渡性預金その他の預金の平均残高 41
固定金利定期預金、変動金利定期預金及び
その他の区分ごとの定期預金の残高 41

貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 42
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 42
担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 42
使途別の貸出金残高 42
業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 43
預貸率の期末値及び期中平均値 40

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高 45
有価証券の種類別の残存期間別の残高 45
有価証券の種類別の平均残高 45
預証率の期末値及び期中平均値 40

4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の態勢 25～28
ロ. 法令遵守の体制 29
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 17～18
ニ. 金融ADR制度への対応 29

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 33～38
ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び
(1) から(4)までに掲げるものの合計額 44
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 44
(2) 危険債権 44
(3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ） 44
(4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ） 44
(5) 正常債権 44

ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

..... 47～51
二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
有価証券 45～46
金銭の信託 46
第102条第1項第5号に掲げる取引 46
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 43
ヘ. 貸出金償却の額 43

ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 34

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

..... 52



利根運河（野田市・流山市・柏市）
利根川と江戸川を結ぶ延長8.5kmの一級河川です。
4月中旬から5月には、約100匹のこいのぼりが空を泳ぎます。